

令和元年 7 月 23 日
総務省 統計局

国勢調査の変更に関する審査メモで
示された確認事等に対する回答

	頁
1 国勢調査の変更に係る事項	—
(1) 報告者の変更	—
(2) 調査事項の変更	—
ア 「現在の住居における居住期間」及び「5年前の住居の所在地」を把握する調査事項の大規模調査事項への変更	—
イ 「住宅の床面積の合計（延べ面積）」を把握する調査事項の削除	1
ウ 「教育」の状況を把握する調査事項の選択肢の追加・細分化	5
エ 「住宅の建て方」の補問の把握の順番の変更及び選択肢の例示の追加	10
(3) 調査方法の変更	—
ア オンライン回答用 I D 及び調査票配布方法の変更	13
イ 調査世帯一覧及び調査区要図の変更	22
(4) 報告を求める期間の変更	23
(5) 集計事項及び調査結果の公表の期日の変更	27
2 「諮問第 68 号の答申 国勢調査の変更について」（平成 26 年 10 月 20 日付け府統委第 99 号）における今後の課題への対応状況について	29
3 第Ⅲ期基本計画における指摘への対応状況について	32

1 国勢調査の変更

(2) 調査事項の変更

イ 「住宅の床面積の合計（延べ面積）」を把握する調査事項の削除に係る審査メモで示された確認事項に対する回答

1 本調査結果については、行政施策や調査票情報の二次的利用等において、具体的にどのように利活用されてきたのか。

当該調査事項については、平成2年国勢調査から継続的に把握してきたところであるが、平成27年国勢調査においては、東日本大震災対応のために、大規模調査年で把握してきた「現在の住居における居住期間」及び「5年前の住居の所在地」を追加したことに伴い、記入者負担の軽減の観点から削除したところである。

当該調査事項の行政施策における利活用事例としては、地域整備計画や、都市計画の策定などに利用されてきたところであるが、令和2年国勢調査を実施するに当たり、改めて利活用状況、調査票情報の二次的利用等の把握を行ったところである。

把握した内容については、以下のとおりとなっている。

- ① 標本設計段階において本調査結果を使用していた住宅・土地統計調査（総務省統計局）において標本設計を変更したことにより、すでに使用していない。
- ② 国勢調査の調査事項の要望等の照会において、結果の利用状況は低下傾向が続いている（表1）。
- ③ 再度調査事項とするよう求める各府省及び地方公共団体が無い。
- ④ 当該事項を主とした二次的利用の申請は、提供が開始された直後の数年間においてもみられない。

表1 各府省、地方公共団体における国勢調査の結果利用状況（住宅の床面積）

照会実施年	各府省	地方公共団体
平成17年	7.1%	8.3%
平成24年	4.8%	4.7%
平成29年(注)	1.2%	1.2%

注：平成27年国勢調査において調査事項から削除したことから、平成29年の利活用状況の照会においては、平成22年国勢調査以前の結果の利用が対象となる。

当該割合は、照会を行った各府省・地方公共団体の数を母数として算出した。

- 2 平成 22 年国勢調査における本調査事項の記入実態、また、調査員や地方公共団体における本調査事項に対する意見・要望等はどのようになっているか。
- 3 平成 27 年国勢調査第 2 次試験調査では、本調査事項について、具体的にどのような検証を行い、どのような結果が得られたのか（未記入率・誤記入率を含む。）。また、平成 32 年国勢調査第 1 次試験調査では、実数記入方式による把握可能性について再検証を行っているが、具体的にどのような結果が得られたのか（未記入率・誤記入率を含む。）。

平成 22 年国勢調査では、審査済みのデータしか保管していないことから、記入実態を確認することは困難であるが、地方公共団体からは「記入状況が悪く、審査事務の負担が大きい」との意見が多数寄せられた。

また、調査員からは「未記入となっていることが多く、世帯に確認しても分からない」、「調べるのに時間を要すると言われる」などの意見が寄せられていたところである。

当該調査事項については、これまで平成 27 年国勢調査第 2 次試験調査、平成 32 年国勢調査第 1 次試験調査において検証したところであり、記入状況、世帯からのアンケート結果を見ても、改めて把握することは困難であると判断した。

なお、各試験調査における具体的な検証結果については以下のとおり。

・平成 27 年国勢調査第 2 次試験調査の検証結果について

平成 27 年国勢調査第 2 次試験調査においては、当該事項について、以下の点を検証した。

- ① 本調査全体に対する世帯の忌避感をまねかぬように当該調査事項を調査票の末尾に設計する。
- ② 平成 17 年国勢調査まで聞いていた下一桁まで記載する方式と平成 22 年国勢調査で導入した選択肢方式を比較するため、前者の記載方式とする。

調査の結果、本調査事項は記入不備のある割合が 17.4%と最も高く、設問の回答方式及び配置の工夫を行っても、記入状況の改善を図ることは難しいことが確認された。

図 1 調査票イメージ

平成 27 年国勢調査第 2 次試験調査	
<p>15 住宅の床面積の合計(延べ面積)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 居住室のほか 玄関・台所・トイレ・浴室・廊下・押し入れなどの床面積も含めます • 営業用の部分及び他の世帯の使用部分は除いてください 	<p>(小数点以下は、四捨五入)</p> <p>平方メートル</p> <p>又は 坪</p>

・平成 32 年国勢調査第 1 次試験調査の検証結果について

平成 32 年国勢調査第 1 次試験調査において、当該事項を含む調査票甲と、当該事項を含まない調査票乙の二種類の調査票を用いて調査し、記入状況等の検証を行った。

また、調査の実施と並行して、調査事項の中で回答しにくい事項とその理由等について聴取するアンケートを行った。

記入状況をみると、郵送提出及び調査員に提出した世帯の回答のうち、当該事項の記入不備の割合は 16.4%となっており、各調査事項の中で最も記入状況が悪い(表 2)。

さらに、世帯アンケートの結果においても、アンケートの回答者の 40%以上が書きにくい項目と回答しており、書きにくい理由としては、「調べないと分からない」、「調べても分からない」という意見が多かった(表 3)。

図 2 調査票イメージ

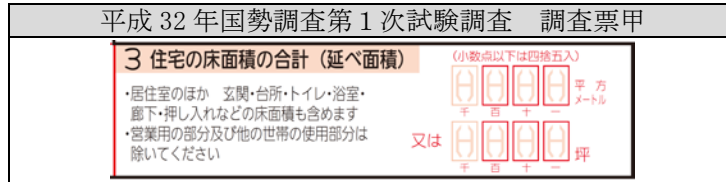


表 2 調査票種類別記入不備のある世帯及び世帯員の割合 (調査員回収及び郵送回収)

調査事項		回収方法		(%)								
		記入不備の内容		合計			(調査員回収)			(郵送回収)		
		エラーあり	記入漏れ	マルチ記入	エラーあり	記入漏れ	マルチ記入	エラーあり	記入漏れ	マルチ記入		
第 1 面	世帯人員	1.3	-	-	1.3	-	-	1.3	-	-		
	住居の種類	1.3	1.2	0.1	1.7	1.7	0.0	1.1	1.0	0.1		
	住宅の床面積 1)	16.4	14.7	1.7	18.4	17.4	1.0	15.7	13.8	1.9		
	男女の別	0.6	0.6	0.0	0.8	0.8	0.1	0.5	0.5	0.0		
	世帯主との続柄	1.1	0.8	0.3	1.2	0.9	0.3	1.1	0.8	0.3		
	出生の年月 (元号・西暦・年月日が規定値か)	2.5	-	-	2.8	-	-	2.4	-	-		
	配偶者の有無	3.9	3.8	0.1	4.9	4.7	0.1	3.6	3.6	0.0		
	国籍	1.1	1.1	-	1.3	1.3	-	1.1	1.1	-		
	外国の場合の国名 2)	1.9	1.9	-	-	-	-	2.6	2.6	-		
	現在の住居における居住期間	1.6	1.2	0.4	2.1	1.5	0.6	1.5	1.2	0.3		
第 2 面	5 年前の住居の所在地	4.3	4.2	0.2	4.6	4.4	0.1	4.2	4.1	0.2		
	他の区・市町村の場合の区・市町村名 2)	0.5	0.5	-	0.6	0.6	-	0.5	0.5	-		
	教育 (就学の有無)	9.8	9.7	0.0	7.7	7.6	0.1	10.4	10.4	0.0		
	教育 (最終学歴)	11.6	11.3	0.3	10.0	9.5	0.5	12.2	12.0	0.2		
	就業状態	4.6	4.1	0.5	4.6	4.1	0.5	4.7	4.1	0.5		
	従業地又は通学地	5.3	5.1	0.2	4.9	4.6	0.2	5.5	5.3	0.2		
	他の区・市町村の場合の区・市町村名 2)	2.4	2.4	-	3.2	3.2	-	2.2	2.2	-		
	利用交通手段	4.0	1.3	2.6	4.7	1.1	3.6	3.7	1.4	2.3		
	従業上の地位	5.7	5.0	0.6	6.2	5.6	0.7	5.5	4.9	0.6		
	勤め先・業主などの名称 2)	7.2	7.2	-	8.0	8.0	-	6.9	6.9	-		
事業の内容 2)	9.1	9.1	-	9.5	9.5	-	8.9	8.9	-			
本人の仕事の内容 2)	9.8	9.8	-	11.0	11.0	-	9.4	9.4	-			
調 記 宣 入 員 規	世帯の種類	0.7	0.6	0.1	0.5	0.5	-	0.8	0.6	0.1		
	住宅の建て方	1.3	1.3	0.1	1.1	1.0	0.1	1.4	1.4	0.1		
	共同住宅の場合の階数	0.6	0.6	-	0.5	0.5	-	0.6	0.6	-		

1) 集計対象は調査票 (甲) のみ
2) フォー記入欄における記入の有無

表3 「住宅の床面積の合計」の書きやすさ、年齢階級別回答者数及び割合

		年齢階級								(人, %)
「住宅の床面積の合計」の書きやすさ		総数	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	年齢「不詳」
(実数)	総数	3,013	6	135	324	537	591	696	633	91
	書きやすい	763	0	19	61	103	145	222	189	24
	書きにくい	1,255	4	76	150	246	241	254	249	35
	どちらでもない	816	2	37	93	148	180	185	155	16
	書きやすさ「不詳」	179	0	3	20	40	25	35	40	16
(構成比)	総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	書きやすい	25.3	0.0	14.1	18.8	19.2	24.5	31.9	29.9	26.4
	書きにくい	41.7	66.7	56.3	46.3	45.8	40.8	36.5	39.3	38.5
	どちらでもない	27.1	33.3	27.4	28.7	27.6	30.5	26.6	24.5	17.6
	書きやすさ「不詳」	5.9	0.0	2.2	6.2	7.4	4.2	5.0	6.3	17.6

※「住宅の床面積の合計」は調査票甲のみの調査事項である。

4 代替データとして活用する住宅・土地統計調査（実数記入方式）における記入状況は、どのようになっているか。住宅・土地統計調査の結果と本調査事項による結果は、平成20年以降、それぞれどのように推移しているか。当該結果からみて、住宅・土地統計調査結果による代替に支障は生じないのか。

平成20年以降の調査結果（平成20年住宅・土地統計調査、平成22年国勢調査及び平成25年住宅・土地統計調査の結果）は表4のとおりとなっており、いずれの調査年においても概ね近い傾向が見てとれることから、支障は生じないものと認識している。

表4 平成20年以降の調査結果の推移

		(世帯, %)						
		総数	0~29㎡	30~49㎡	50~69㎡	70~99㎡	100~149㎡	150㎡以上
実数	平成20年住宅・土地統計調査	49,598,300	5,105,500	6,781,300	8,005,800	9,607,800	11,284,400	7,301,400
	平成22年国勢調査	51,054,879	5,646,966	7,673,895	8,648,843	11,169,497	11,120,758	6,790,616
	平成25年住宅・土地統計調査	52,102,200	5,538,900	7,093,900	8,176,000	10,145,200	12,031,600	7,699,100
割合	平成20年住宅・土地統計調査	100.0	10.6	14.1	16.6	20.0	23.5	15.2
	平成22年国勢調査	100.0	11.1	15.0	16.9	21.9	21.8	13.3
	平成25年住宅・土地統計調査	100.0	10.9	14.0	16.1	20.0	23.7	15.2

※ 総数に不詳を含む。
 ※ 割合は、分母から不詳を除いて算出している。

(2) 調査事項の変更

ウ 「教育」の状況を把握する調査事項の選択肢の追加・細分化に係る審査メモで示された確認事項に対する回答

1 本調査事項に関する集計結果については、平成12年国勢調査以降、どのように推移しているか。

平成12年国勢調査以降の集計結果については、以下の表5及び表6のとおり。

表5 在学学校・未就学の種類別在学者数及び未就学者数

	年次	在 学 者					未 就 学 者			
		総数	小学校・中学校	高 校	短大・高専	大学・大学院	総数	幼稚園	保育園・保育所	その他
在学・未就学者数	平成12年	19,569,147	11,512,169	4,341,657	1,085,789	2,629,532	7,907,374	1,791,644	2,074,384	4,041,346
	平成22年	17,556,466	10,506,934	3,562,201	753,359	2,720,086	7,054,209	1,508,393	2,194,038	3,350,253
増減数	平成12～22年	-2,012,681	-1,005,235	-779,456	-332,430	90,554	-853,165	-283,251	119,654	-691,093

表6 在学か否かの別・最終卒業学校の種類別15歳以上人口

	年次	総 数	卒 業 者				在 学 者	未就学者	
			総数	小学校・中学校	高校・旧中	短大・高専			大学・大学院
15歳以上人口	平成12年	108,224,783	99,220,720	23,807,854	45,024,501	11,923,625	14,651,266	8,845,172	158,891
	平成22年	110,277,485	102,435,777	16,756,162	41,400,268	13,187,048	17,716,535	7,701,126	128,187
増減数	平成12～22年	2,052,702	3,215,057	-7,051,692	-3,624,233	1,263,423	3,065,269	-1,144,046	-30,704

2 本調査事項については、行政施策において、具体的にどのように利活用されているのか。また、今回の変更により、具体的にどのような利活用が見込まれているのか。

1 現在の利活用状況について

本調査事項は、どのような教育を受けたかを明らかにするためのものであり、文教政策の基本的な資料となるとともに、産業・職業と組み合わせることによって、雇用や社会教育などの施策のために利用されるほか、男女・年齢・世帯主との続柄・配偶の関係・子どもの数などと組み合わせることによって、人口の将来推計や子ども・子育て支援事業計画、都市計画策定の基礎資料として利用されている。

2 今回の変更により見込まれる利活用状況について

(1) 「小学・中学」の分離による利活用について

当該変更を行うことにより、義務教育未修了者の詳細な把握が可能となる。従来の選択肢では、小学校のみ卒業した人と、中学校を卒業した人については、と

もに「卒業」及び「小学・中学」として調査されており、中学校まで卒業した者と小学校のみ卒業した者が同一の区分となっていた。当該変更により、義務教育未修了者である小学校のみ卒業した人の数を捉えることができる。

義務教育未修了者数の把握については、平成 15 年から断続的に関係団体から総務省に要望が提出されており、平成 28 年には「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（平成 28 年法律第 105 号）が公布され、夜間中学の設立に向けた取組が法律上明記されるなど、未就学者数の把握については利活用ニーズが高まってきている。

当該変更については、そういったニーズに応えるものであり、当該法律を所管する文部科学省や、夜間中学校の設置者たる地方公共団体を中心に、教育の機会の確保に関する施策等において利活用されるものと認識している。

（2）「大学・大学院」の分離による利活用について

文部科学省が設置している中央教育審議会の大学分科会において、平成 26 年から、大学院制度の現在の課題と今後の大学院教育の改善方策等について審議を行ってきたところ。審議内容を取りまとめた、『未来を牽引する大学院教育改革～社会と協働した「知のプロフェッショナル」の育成～』（審議まとめ）（平成 27 年 9 月 15 日 大学分科会）において、大学院修了者のキャリアパスの確保と進路の可視化が必要であるとされていることから、当該変更を行い大学院修了者の修了後の世帯構造や居住実態等を明らかにすることで、大学院教育の改善の検討に利活用されるものと認識している。

（3）「認定こども園」の新設による利活用について

今回、新規に把握する認定こども園の児童数については、内閣府の子ども・子育て本部において、各年で年齢別児童数等を公表しているところ。

しかしながら、当該数値からは、認定こども園に通う児童数以外の情報については読み取ることができない。一方で、国勢調査の目的は我が国の世帯の実態等を把握することであり、当該項目と他項目や他の世帯員の回答と組み合わせることで、子どもを認定こども園に通わせる世帯がどのような世帯構造にあり、どのような場所に居住しているのかなどが明らかになる。そういった情報は、子育て支援等の各種施策へ活かされるものと認識している。

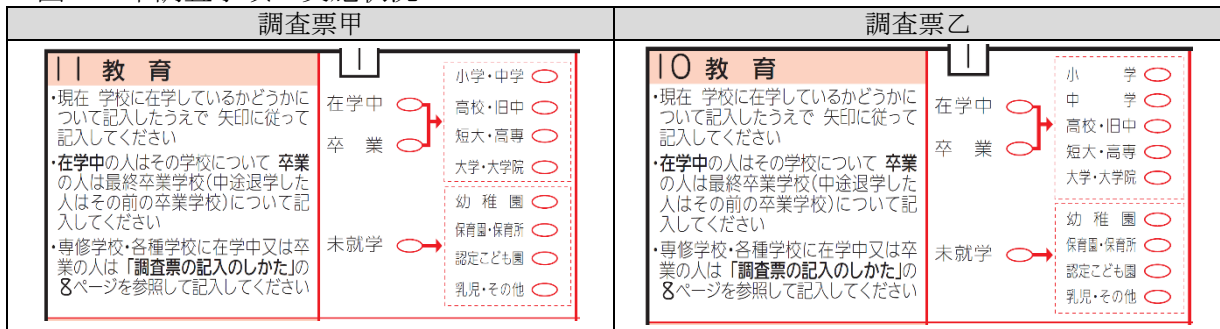
3 本調査事項について、平成 32 年国勢調査第 1 次試験調査及び第 2 次試験調査では、具体的にどのような検証を行い、どのような結果が得られたのか（未記入率・誤記入率を含む。）。

1 平成 32 年国勢調査第 1 次試験調査の検証結果について

(1) 検証内容

平成 32 年国勢調査第 1 次試験調査において、平成 22 年国勢調査と同様の学校区分の選択肢である調査票甲と、「小学・中学」の選択肢を「小学」と「中学」に分離した調査票乙の 2 種類の調査票を用いて調査し、回答状況等の検証を行った。

図 3 本調査事項の実施状況



(2) 検証結果

回答状況を見ると、卒業を選択した者のうち、学校区分が不詳となっている割合は、学校区分を変更していない調査票甲で 2.5%、「小学」と「中学」に分離した調査票乙が 2.0%となっている。

また、調査票乙の「小学」と「中学」の人数を合計し、調査票甲と当該区分の人数の出現割合を比較すると、調査票甲は 12.1%、調査票乙は 13.0%となっている。

表 7 「卒業」者の教育（学校区分）の記入状況

学校区分	総数	実数		構成比	
		調査票甲	調査票乙	調査票甲	調査票乙
		12,476	11,101	100.0	100.0
	小学・中学	1,510	1,447	12.1	13.0
	小学	—	173	—	1.5
	中学	—	1,274	—	11.5
	高校・旧中	5,657	4,798	45.3	43.2
	短大・高専	1,899	1,788	15.2	16.1
	大学・大学院	3,103	2,850	24.9	25.7
	未記入（不詳）	307	218	2.5	2.0

2 2020年国勢調査第2次試験調査の検証結果について

(1) 検証内容

2020年国勢調査第2次試験調査において、従来の選択肢を「小学」と「中学」及び「大学」と「大学院」にそれぞれ分離した調査票甲と、平成22年国勢調査と同様の学校区分の選択肢とした調査票乙の2種類の調査票を用いて調査し、回答状況等の検証を行った。

図4 本調査事項の実施状況

調査票甲		調査票乙	
<p>10 教育</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在 学校に在学しているかどうかについて記入したうえで矢印に従って記入してください 在学中の人はその学校について 卒業の人は最終卒業学校(中途退学した人はその前の卒業学校)について記入してください 専修学校(専門学校など)・各種学校在学中又は卒業の人は「調査票の記入のしかた」の8ページを参照して記入してください 	<p>在学中 卒業 未就学</p> <p>小学 幼稚園 中学 保育園・保育所 高校・旧中 認定こども園 短大・高専 大学 大学院 乳児・その他</p>	<p>10 教育</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在 学校に在学しているかどうかについて記入したうえで矢印に従って記入してください 在学中の人はその学校について 卒業の人は最終卒業学校(中途退学した人はその前の卒業学校)について記入してください 専修学校(専門学校など)・各種学校在学中又は卒業の人は「調査票の記入のしかた」の8ページを参照して記入してください 	<p>在学中 卒業 未就学</p> <p>小学・中学 幼稚園 高校・旧中 保育園・保育所 短大・高専 認定こども園 大学・大学院 乳児・その他</p>

(2) 検証結果

回答状況を見ると、卒業を選択した者のうち、学校区分が不詳となっている割合は、学校区分を変更した調査票甲で1.5%、従来の区分である調査票乙が2.1%となっている。

また、調査票甲の「小学」と「中学」の合計人数及び「大学」と「大学院」の合計人数について、調査票乙と当該区分の人数の出現割合を比較すると、調査票甲は16.4%と23.3%、調査票乙は15.9%と20.9%となっている。

以上の検証結果により、当該変更は特段問題なく、利活用ニーズも高まっていることから、令和2年国勢調査においても変更した区分で実施して差し支えないものと認識している。

表8 「卒業」者の教育(学校区分)の記入状況

学校区分	総数	実数		構成比	
		調査票甲	調査票乙	調査票甲	調査票乙
	総数	2,487	2,480	100.0	100.0
学校区分	小学・中学	408	394	16.4	15.9
	小学	47	—	1.9	—
	中学	361	—	14.5	—
	高校・旧中	1,082	1,146	43.5	46.2
	短大・高専	381	369	15.3	14.9
	大学・大学院	579	519	23.3	20.9
	大学	528	—	21.2	—
	大学院	51	—	2.1	—
	未記入(不詳)	37	52	1.5	2.1

4 追加される調査事項から得られる集計結果は、他の統計調査や行政記録情報等では得られないものか（特に、認定子ども園）。

今回、新規に把握する認定子ども園の児童数については、内閣府の子ども・子育て本部において、各年で年齢別児童数等を公表しているところ。

しかし、当該数値からは、認定子ども園に通う児童数以外の情報については読み取ることができない。一方で、国勢調査の目的は我が国の世帯の実態等を把握することであり、当該項目と他項目や他の世帯員の回答と組み合わせることで、子どもを認定子ども園に通わせる世帯がどのような世帯構造にあり、どのような場所に居住しているのかなどが明らかになる。子育て支援等の各種施策へ活かすという観点から、認定子ども園を新規に追加することは妥当であると考ええる。

また、本変更で認定子ども園を選択肢に新規に追加する理由の一つとして、日本に常住する全ての人を対象となる国勢調査において、可能な限り迷いなく記入してもらうことで、結果精度を担保する点にある。

さらに、平成 27 年に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 66 号）が施行されたことにより、幼保連携型認定子ども園について、従来の幼稚園や保育園・保育所とは別の単一の施設として認可されることになった。そのため、現行の様式では、記入者が判断に迷い、精度に影響を及ぼすおそれがあるため、新規に選択肢を設ける必要がある。

5 利活用等の観点からみて、本調査事項の変更は、十分かつ適切なものとなっているか。更なる改善の余地はないか（例えば、「短大・高専」の分割など）。

本調査事項については、上述のとおり、各種施策において利活用されており、当該事項の変更について、「短大・高専」の分割も含めて利活用面及び結果精度面から十分に検証を行った上で選択肢の追加・細部化したところであり、適切なものと考えられる。

(2) 調査事項の変更

エ 「住宅の建て方」の補問の把握の順番の変更及び選択肢の例示の追加に係る審査メモで示された確認事項に対する回答

1 本調査事項については、行政施策において、具体的にどのように利活用されているのか。

本調査事項については、世帯の生活の場である住宅が、どのように建設されているかを把握するものであり、住宅の形式と居住世帯の関係を地域別に明らかにするものである。

当該調査事項と、世帯の構成等を組み合わせることで、住宅政策、防災対策や都市計画等の立案に係る基礎資料として利活用されている。

2 本調査事項の集計結果については、平成22年国勢調査以降、どのように推移しているか。

当該事項の集計結果については、以下の表9のとおり。

表9 住宅の建て方別住宅に住む一般世帯数

	年次	総数	一戸建	長屋建	共同住宅						その他
					総数	1・2階建	3～5階建	6～10階建	11～14階建	15階建以上	
一般世帯数	平成22年	51,054,879	28,424,992	1,301,873	21,224,628	5,974,933	8,153,716	4,230,355	2,173,714	691,870	100,063
	平成27年	52,460,618	28,947,403	1,018,638	22,410,483	6,214,028	8,343,866	4,598,369	2,404,766	849,454	84,094
増減数	平成22～27年	1,405,739	522,411	-283,235	1,185,855	239,095	190,150	368,014	231,052	157,584	-15,969

3 本調査事項について、オンライン回答の場合のみ、調査員ではなく、報告者が回答することとしている理由は何か。オンライン回答用のID及び紙の調査票を配布する際に、調査員が記入する余地はないのか。

平成27年国勢調査から、当該調査事項について、紙の調査票による場合には自計報告方式ではなく他計報告方式としている。その理由としては、①紙の調査票を使用して記入する者の負担をできる限り軽減することや、②住宅・土地統計調査においても、調査員による他計報告方式を採用し、調査を実施していることから、調査員による把握が容易であることが挙げられる。

他方、仮に、オンライン調査においても「住宅の建て方」を他計報告方式とし、調査員から確認することとしようとした場合、調査票等を配布する際に、当該世帯の住宅の建て方の情報を把握し、全世帯分管理しておいたうえで、オンライン回答

のあった世帯に対しては、照合の上、その情報を事後的に付与する必要がある。

しかしながら、①調査員は、世帯のオンライン回答の内容を修正することや、追加で操作することが仕組み上できないこと、②また、当該照合事務は市町村において実施することとした場合、調査票の審査事務等がある中で、市町村の事務が更に増えることとなり、結果精度にも影響を与えかねないことから、オンライン回答では、他計報告方式を採用しないことにしている。

4 本調査事項の把握方法を変更した前回調査（調査員記入欄とオンライン回答による報告者回答分）と変更前の前々回調査における本調査事項の記入実態は、どのようなになっているか。

平成 22 年国勢調査及び平成 27 年国勢調査では、審査済みのデータしか保管していないことから、記入実態を確認することは困難である。そのため、各試験調査の結果から、原記入の実態をみると、未記入等の記入不備の割合は、表 10 のとおりとなっている。

表 10 「住宅の建て方」における記入実態（記入不備のある割合）

	平成 22 年国勢調査 【自計報告】	平成 27 年国勢調査 【他計報告併用】	(参考) 令和 2 年国勢調査 【他計報告併用】
第 1 次試験調査	3.3%	4.6%	2.1%
第 2 次試験調査	3.2%	4.0%	0.6%
第 3 次試験調査	1.3%	0.4%	—

5 本調査事項について、平成 32 年国勢調査第 1 次試験調査及び第 2 次試験調査では、具体的にどのような検証を行い、どのような結果が得られたのか（未記入率・誤記入率を含む。）。

平成 32 年国勢調査第 1 次試験調査及び 2020 年国勢調査第 2 次試験調査においては、下図 5 のとおり変更を行った上で、調査を実施した。その記入実態については、表 10 及び表 11 のとおりであり、平成 27 年国勢調査の試験調査結果と比較すると、記入不備の割合はともに低くなっている。

また、試験調査を行った地方公共団体及び調査員からは、調査状況や調査事務の改善要望を記入する記録表（調査状況等記録票、審査結果記録票及び調査員記録表）の提出を受けており、統計局において、調査票の記入状況と併せて実施状況を分析したところ、当該事項については、地方公共団体から記入誤りが多く発生した等の報告はされておらず、調査員からも、把握が困難であるとする報告は無い。

図 5 本調査事項の実施状況

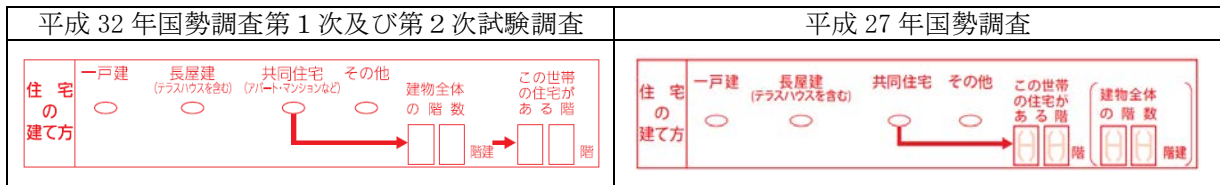


表 11 「共同住宅の階数」における記入実態（記入不備のある割合）

	平成 27 年国勢調査	令和 2 年国勢調査
第 1 次試験調査	5.1%	0.6%
第 2 次試験調査	4.0%	0.4%
第 3 次試験調査	1.0%	—

6 誤記入防止等の観点からみて、本調査事項の変更は、十分かつ適切なものとなっているか。更なる見直し・改善を行う必要はないか。

本調査事項については、平成 27 年国勢調査で散見された記入誤りに対応するものであり、試験調査においても、意見等は報告されていないこと、記入実態を見ても特段問題はないことから変更内容については適切なものと考えられる。

(3) 調査方法の変更

ア オンライン回答用ID及び調査票配布方法の変更に係る審査メモで示された確認事項に対する回答

1 本調査については、平成22年国勢調査以降、これまでどのような回収率向上方を講じてきたのか。また、回収率は、平成22年国勢調査以降、どのように推移しているか。

従来、国勢調査は調査員回収により実施していたところであるが、世帯のプライバシー意識の高まりにより、市区町村に直接調査票を提出したいと要望する世帯や調査員へ提出する場合であっても、記入内容を見られたくないなどの意見が多数寄せられた。そのため、平成22年国勢調査では、郵送による提出や調査員へ提出する場合であっても完全封入提出を可能としたところである。

平成27年国勢調査においては、オンライン調査を全国導入するとともに、記入の補助が必要な世帯のために調査員への提出を任意封入方式としたところである。

また、オンライン回答、郵送提出及び調査員提出により、直接回答が得られた世帯が総世帯に占める割合は、平成22年国勢調査で91.2%、平成27年国勢調査では87.9%となっている。

なお、不在等の理由により、調査票の提出が無い世帯については、調査員が近隣の者やマンションの管理人等から聞き取り、調査を行っており、男女別人口と世帯数を正確に把握している。

2 前回調査における調査方法（調査員・郵送・オンライン）別の回答率は、どのようになっているか。各調査方法によって、回答世帯の属性など、どのような特徴がみられるか。

平成27年国勢調査の回答方法別の回答率は、以下のとおりとなっている。

また、地域区分ごとに回収方法の割合をみると、政令指定都市においては、聞き取り調査の割合が突出して高く、オートロックマンション等の増加により、調査環境が厳しさを増している状況が特に顕著であるものと思われる。

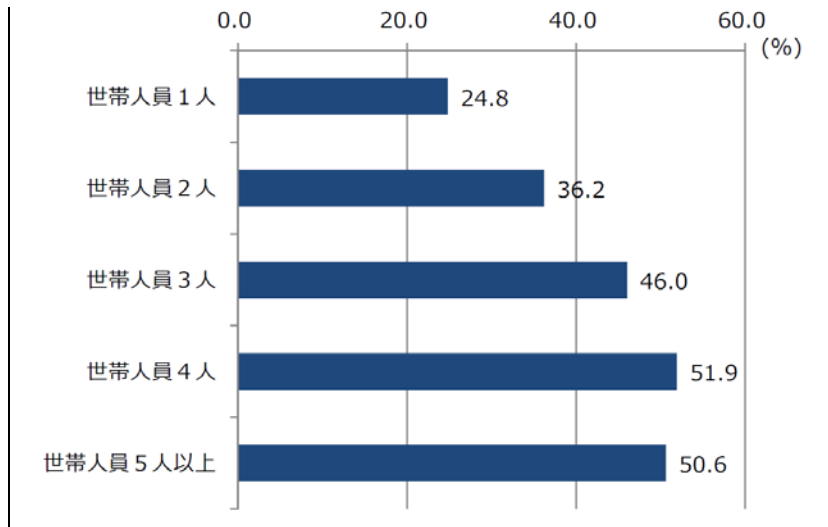
他方、郡部においては、調査員回収の割合が最も高く、調査員回収が根強く機能しているものと推察される。

表12 世帯の提出方法別の割合

	オンライン	郵送	調査員	聞き取り
全国	36.9%	34.1%	15.4%	13.1%
政令指定都市	34.6%	36.6%	7.5%	21.3%
市部	38.6%	34.0%	17.5%	9.9%
郡部	34.1%	25.1%	37.0%	3.8%

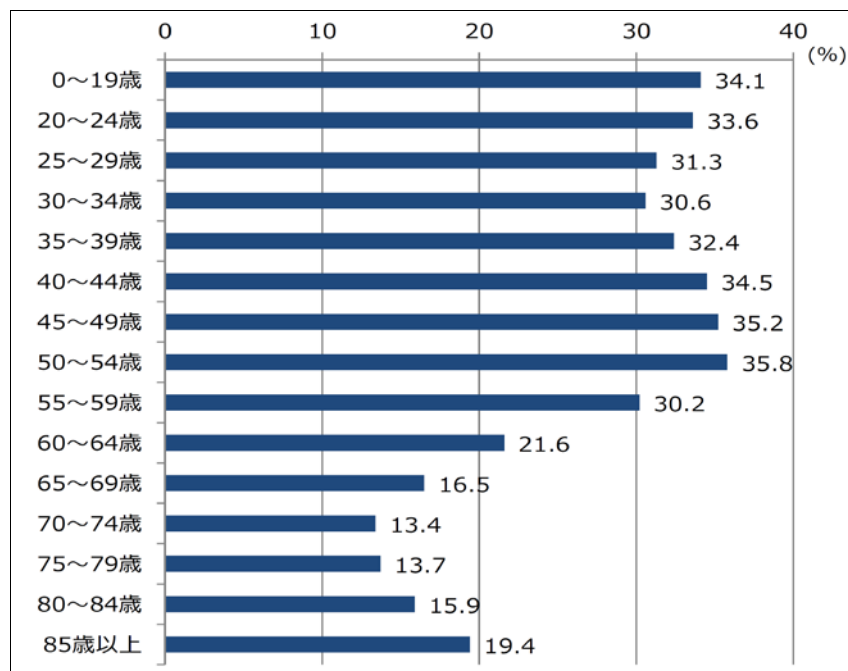
そのうち、オンライン回答の高かった世帯について、世帯人員規模別の回収状況をみると、「世帯人員4人」の世帯では、オンライン回答率が51.9%と最も高く、次いで「世帯人員5人以上」が50.6%などとなっている。世帯人員規模が大きいほどオンライン回答率が高くなる傾向がみられ、その理由としては、世帯人員が多い世帯ほど、オンライン回答できる世帯員が同居する可能性が高いものと推察される。

図6 世帯人員規模別オンライン回答率



なお、オンライン回答率の低い傾向にある、世帯人員1人の世帯について、世帯主の年齢階級とオンライン回答率の関係をみると、60歳未満では、オンライン回答率が30%を超えているが、65歳以上の高齢者では20%を割り込んでいる。

図7 世帯人員1人世帯の年齢階級別オンライン回答率



3 前回調査における調査方法の変更により、具体的にどのような効果及び課題がみられたのか。報告者や調査員、地方公共団体からは、どのような意見・要望等があったのか。

平成 27 年国勢調査では、最初の調査書類の配布時点で「オンライン回答用 ID」のみを配布するため、オンライン回答へ世帯を誘導することが可能となり、その結果、オンライン回答率は、全国で 36.9%となった。また、オンライン回答においては、未記入の調査事項があると回答の送信ができないため、記入精度の確保に大きく寄与したところであり、その結果、地方公共団体における審査事務の負担軽減に結び付いたところである。

一方で、オンライン回答があった世帯には紙の調査票を配布しないなど、世帯の回答状況による配り分けが必要となり、調査の工程が複雑になったことで、調査票の誤配布が発生し、地方公共団体において世帯を特定する作業に時間を要することとなった。

また、短期間の中で事務日程が区切られており、調査員が所定の期間内に書類の配布等を終えることが困難であった。

【報告者からの主な意見】

- ・オンラインで回答しないと伝えているのだから、当初から紙の調査票を配布してほしい。
- ・調査員に何度も訪問されて困る。

【調査員からの主な意見】

- ・世帯の訪問を要する調査事務が多く、かつ短期間で事務日程が区切られているため、負担がかなり大きい。
- ・オンライン回答を行えない世帯にその場で調査票を配布できないことに理解が得られない場合の対応が難しい。
- ・調査環境も厳しさを増す中で、複数回同じ世帯と面会できる可能性は低いことから一度会えた時点で全ての調査関係書類を配布したい。

【地方公共団体からの主な意見】

- ・高齢の調査員でも理解できる調査方法としなければ、調査員を確保することは難しい。
- ・調査書類の誤配布が増えることによって、調査票提出世帯を特定する作業にかなりの時間を要する。
- ・国勢調査では、調査員の数が格段に多く、調査票未提出世帯の伝達に当たり、回答状況の一覧を印刷するのにかなりの時間を要する。そのため、調査票未提出世帯の伝達は、1回にしてほしい。

4 前回調査における課題等も踏まえ、平成 32 年国勢調査第一次試験調査及び第二次試験調査では、どのような検証を行い、その結果はどうであったのか（調査方法別の回収率等を含む。）。また、今年 5 月から 7 月にかけて実施した同第 3 次試験調査では、どのような結果が得られたのか（調査方法別の回収率等を含む。）。

1 平成 32 年国勢調査第 1 次試験調査の検証結果について

(1) 検証内容

平成 27 年国勢調査では、オンライン回答期間を先行して設けた上で、オンライン回答用 ID を調査票よりも先に配布する二段階配布型によって調査を行ったところ、この調査方法について、地方公共団体からは、世帯と紐付く調査書類の配布が二度行われることに対する調査員の負担や誤配布のリスク、紙の調査票をオンライン未回答世帯に限って配布するための市区町村事務と調査員負担の増加などを指摘する意見が多く寄せられた。

上述の実施状況を踏まえ、第 1 次試験調査においては、地方公共団体及び調査員の事務負担軽減を図りつつ、世帯の利便性を確保する観点から、二段階配布方式及び同時配布方式により調査を実施し、実査上の事務負担や回答状況等の検証を行った。

二段階配布方式では、未回答世帯に限って配布していた調査票を、全ての世帯に配布することとし、前回調査の課題であった回答状況の伝達事務を軽減した形で実施した。

同時配布方式では、オンライン回答用 ID と調査票を同時に配布することで、配布誤りのリスクを軽減するとともに、回答状況の伝達事務の軽減を図った形で実施した。

(2) 検証結果

二段階配布方式と同時配布方式で回答方法別の割合を比較すると、二段階配布方式においては、オンライン回収が 37.4% で最も高く、同時配布方式においては、郵送回収が 37.7% で最も高かった。また、オンライン回収の割合は、二段階配布方式の方が 7.4 ポイント高くなっている。

表 13 回答方法別世帯数及び割合

回収方法		(世帯, %)					聞き取り調査 1)
		総数	回答世帯 合計	オンライン	郵送	調査員	
(実数)	総数	15,836	12,360	5,334	5,402	1,624	3,476
	二段階配布方式	7,910	6,183	2,956	2,417	810	1,727
	同時配布方式	7,926	6,177	2,378	2,985	814	1,749
(構成比)	総数	100.0	78.1	33.7	34.1	10.3	21.9
	二段階配布方式	100.0	78.2	37.4	30.6	10.2	21.8
	同時配布方式	100.0	77.9	30.0	37.7	10.3	22.1

1) 調査票を回収することができず、聞き取り調査を行った世帯を指す。

一方で、同様の検証（回答用IDと紙の調査票の配布時期で方法を分ける検証）を行った平成27年国勢調査第1次試験調査と比較すると、調査方法によるオンライン回答率の差は縮小しており、オンライン回答を推進する観点からすると、従来ほど二段階配布方式が優位ではなくなっている。

また、調査方法別の重複回答数をみると、同時配布方式よりも二段階配布方式の方が重複回答の割合が高かった。

表14 前回1次試験調査と今回1次試験調査の配布方法別オンライン回答率

	平成27年国勢調査第1次	平成32年国勢調査第1次
二段階方式	25.3%	37.4%
同時方式	6.5%	30.0%

表15 調査方法別重複回答世帯数及び割合

(世帯, %)

調査方法	重複回答の有無 回収方法	総数	重複回答 なし	重複回答 あり 1)	重複回答の回収方法		
					郵送	調査員	以外 (オンライン)
	二段階配布方式	7,910	7,835	75	60	14	1
	同時配布方式	7,926	7,905	21	13	8	-
(構成比)	総数	100.0	99.4	0.6	0.5	0.1	0.0
	二段階配布方式	100.0	99.1	0.9	0.8	0.2	0.0
	同時配布方式	100.0	99.7	0.3	0.2	0.1	-

1) オンライン回収と郵送回収などの、複数の回答が得られた世帯。なお、聞き取り調査を行った後に郵送回収等によって調査票が得られた世帯は含まない。

調査の実施状況をみると、調査を実施した地方公共団体においては、二段階方式の方が同時配布よりもオンライン回答率が高くなることについては理解を示す一方で、調査員及び市区町村の事務負担などの実査上の支障を考慮し、同時配布方式での実施を強く要望されているところ。

また、各地方公共団体から報告を受ける調査状況等記録表のとりまとめ結果においても、配布誤りした調査区数は二段階配布方式の方が多いため、調査員にとって負担の大きい調査方法であることが分かる。

表16 配布方法別に見た配布誤りの発生件数

	二段階配布方式	同時配布方式
配布誤りが発生した調査区	16 調査区	9 調査区

2 2020年国勢調査第2次試験調査の検証結果について

(1) 検証内容

平成27年国勢調査の二段階配布方式について、一部手順の変更を行った二段階配布方式改良型A（以下「調査方法A」という。）と二段階配布方式改良型B（以下「調査方法B」という。）で調査を行い、実査上の事務負担や世帯の回収状況等について分析を行った。また、平成27年国勢調査において、オンライン回答率の低かった地域を中心に選定し、回答ブースを設置するとともに、タブレット端末を一部の調査員に携帯させ、オンライン回答を向上させる取組等の検証を行った。

調査方法Aについては、原則オンライン回答用IDの配布を先行配布することとしつつ、世帯が希望する場合はオンライン回答用IDと同時に紙の調査票を配布できる方法とすることで、前回調査の際に一部で発生したオンライン環境のない世帯とのトラブル等を抑えるような形での調査を実施した。

調査方法Bについては、調査票とオンライン回答用IDを同時に配布しつつも、後日、調査期日の直前に、世帯の紐付けが必要ない郵送提出用封筒を配布する方法とすることで、オンライン回答が高くなりやすい二段階配布を維持しつつ、配り分けによる誤配布を防ぐような形で調査を実施した。

(2) 検証結果

調査方法Aについては、世帯が希望する場合はオンライン回答用IDと同時に紙の調査票を配布できる方法で調査を実施したところ、オンライン環境の無い世帯を中心に、利便性向上には一定の効果がみられた一方で、世帯との紐付けを二度行うことによる誤配布の発生リスクは改善されておらず、また、初めて従事する調査員も多い国勢調査においては、シンプルな調査方法にした方が良いという強い要望が実施市区から寄せられている。

表17 回答方法別世帯数及び割合（調査方法A）

回収方法	総数	回答世帯				聞き取り調査 1)
		計	オンライン	郵送	調査員	
実数（世帯）	3,313	2,289	875	927	487	1,024
構成比（%）	100.0	69.1	26.4	28.0	14.7	30.9

表 18 重複回答の有無，回収方法別重複回答世帯数及び割合（調査方法A）

重複回答の有無 回収方法	総数	重複回答の回収方法				
		重複回答 なし	重複回答 あり 1)	重複回答の回収方法		
				郵送	調査員	以外 (オンライン)
実数（世帯）	3,313	3,297	16	3	13	-
構成比（%）	100.0	99.5	0.5	0.1	0.4	-

1) オンライン回収と郵送回収などの，複数の回答が得られた世帯。

なお，聞き取り調査を行った後に郵送回収等によって調査票が得られた世帯は含まない。

また、調査方法Bについては、二段階目の調査書類の配布で、世帯の紐付けが必要ない郵送提出用封筒を配布して調査を実施したところ、実査時には世帯からの求めに応じて封筒を紙の調査票と同時配布してしまう事例が多く発生したことに加え、調査票の配布時に提出用封筒を配布しない点に関する問合せが多く寄せられることが懸念される。

表 19 回答方法別世帯数及び割合（調査方法B）

回収方法	総数	回答世帯				聞き取り 調査 1)
		計	オンライン	郵送	調査員	
実数（世帯）	923	360	154	191	15	563
構成比（%）	100.0	39.0	16.7	20.7	1.6	61.0

以上の状況から、試験調査で検証した二段階方式の配布方法では、いずれの方法においても地方公共団体からの理解は得がたく、誤配布による紐付け修正作業が、地方公共団体での審査事務期間を逼迫し結果精度に影響を与えるおそれもある点、調査員確保が困難である中、高齢の調査員でも理解し得る方法とすべき点などを考慮し、令和2年国勢調査においては、オンライン回答期間を先行にしつつ、調査関係書類の配布は、オンライン回答用IDと紙の調査票を同時に行う方式が望ましいと結論付けたところである。

また、オンライン回答推進の取組として、回答ブース及びタブレット端末の利用については、試験調査実施調査区数が少なかったこともあり、効果が限定的であった。

一方で、回答ブースについては、平成27年国勢調査時に設置して一定の効果を果たしたとする市区町村も報告されていることから、地域の実情に応じて、地方公共団体の判断において設置することができるものとする。

タブレット端末を携帯した調査員が調査を行う方法についても、調査員による面会が比較的容易な地域であれば、従来調査員回収であった世帯をオンライン回答へ誘導することが可能であり、一定の効果を得られることが想定されることから、地域の実情に応じて、実施できるものとする。

表 20 回答ブースにおけるオンライン回答世帯数及び割合

(世帯, %)

市区	(実数)			(構成比)		
	総数	オンライン回答		総数	オンライン回答	
		うち回答ブース			うち回答ブース	
総数	4,236	1,029	48	100.0	24.3	1.1
青森県黒石市	582	209	8	100.0	35.9	1.4
茨城県笠間市	498	209	11	100.0	42.0	2.2
東京都台東区	210	49	1	100.0	23.3	0.5
東京都世田谷区	183	46	-	100.0	25.1	-
愛知県名古屋市港区	636	185	13	100.0	29.1	2.0
大阪府大阪市浪速区	806	97	2	100.0	12.0	0.2
高知県高知市	586	121	7	100.0	20.6	1.2
沖縄県那覇市	735	113	6	100.0	15.4	0.8

表 21 タブレット調査員が担当した調査区内のオンライン回答世帯数及び割合

(世帯, %)

市区	(実数)			(構成比)		
	総数	オンライン回答		総数	オンライン回答	
		うちタブレット			うちタブレット	
総数	801	232	35	100.0	29.0	4.4
青森県黒石市	71	29	10	100.0	40.8	14.1
茨城県笠間市	77	33	1	100.0	42.9	1.3
東京都台東区	77	12	3	100.0	15.6	3.9
東京都世田谷区	106	29	-	100.0	27.4	-
愛知県名古屋市港区	98	39	-	100.0	39.8	-
大阪府大阪市浪速区	166	33	3	100.0	19.9	1.8
高知県高知市	91	38	18	100.0	41.8	19.8
沖縄県那覇市	115	19	-	100.0	16.5	-

※タブレット調査区は各市区 2 調査区

5 今回調査における回収率向上策として、どのような取組を行う予定か。そのうち、オンライン回答率の目標を、どの程度に設定しているか。前回調査結果や試験調査結果等も踏まえ、オンライン回答率の向上を図るため、今回調査では、調査関係書類の同時配布・先行受付期間の設定以外に、具体的にどのような取組を行う予定か。

調査票の回収率向上策に当たっては、回答が得られにくい若年単身世帯に対する効果的な広報の実施、オートロックマンション等の集合住宅に対する調査員業務の委託の推進など、調査環境の整備を図るとともに、調査票を早期に回収していくことで、未回答世帯を特定し、その後の督促事務の期間を確保した上で着実な回収に努めてまいりたい。

オンライン回答率については、試験調査の結果を踏まえると、調査方法を変更したことにより、低下することが懸念される。そのため、目標値については、現時点で定めることは難しいが、少なくとも前回実績を下回ることがないように対応してまいりたい。

そのため、最大限の広報効果となるよう民間事業者の知見を活用するとともに、平成 27 年国勢調査において地方公共団体で実施した様々な取組について情報共有を図り、地域の実情にあった方策を検討することで、国と地方公共団体が一緒になってオンラインの推進を図ってまいりたい。

平成 27 年国勢調査で地方公共団体が実施したオンライン推進方策

- ・オンライン専用の回答ブースの設置
- ・タブレットを携行した調査員の配置
- ・地元の企業・団体に対する協力依頼
- ・防災無線・広報車の活用
- ・啓発イベント、操作デモの開催
- ・広報誌、ホームページ、SNS など地域に密着した広報媒体を活用

など

6 調査業務の効率化、調査員及び地方公共団体の事務負担軽減及び報告者の利便性の向上等の観点からみて、調査方法について、更なる改善を図る余地はないか。

調査方法については、これまで外部有識者から成る「国勢調査有識者会議」及び地方公共団体から成る「国勢統計実務検討会」、更には試験調査における実地検証を得て変更を行うものであり、現時点において最善の調査方法であると考えられる。

(3) 調査方法の変更

イ 調査世帯一覧及び調査区要図の変更に係る審査メモで示された確認事項に対する回答

今回の変更を行うことで、集計等に支障は生じないか。

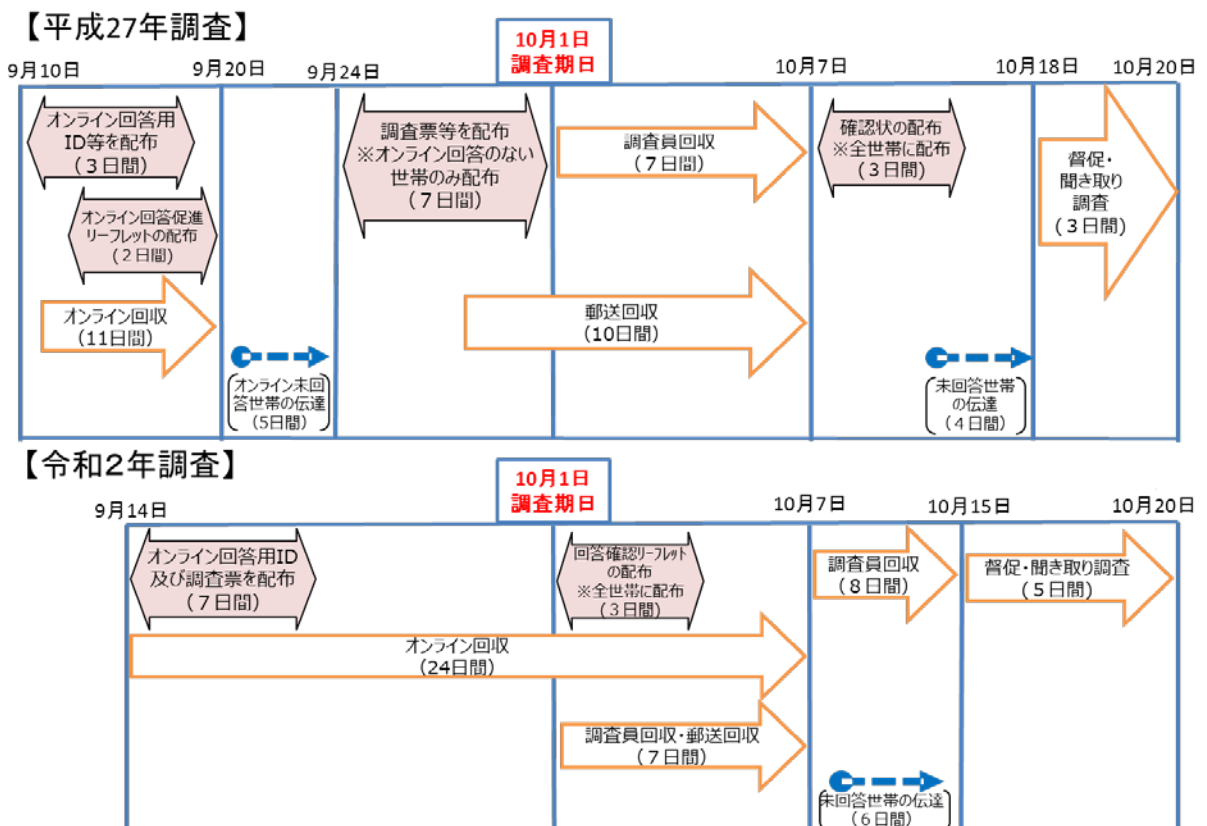
以下の理由から、当該変更により、集計等に支障は生じないものと認識している。

- ① 削除する欄は抽出速報集計のためにのみ設けていたものであり、それ以外の集計に係る事務に影響を与えるものではないこと。
- ② 調査員の誤記入を防ぐための変更についても、円滑かつ正確な調査実施の一助となるものと考えており、集計事務に支障を生じさせるものではないこと。

(4) 報告を求める期間の変更

1 前回調査及び今回調査における調査実施スケジュール（調査関係書類の配布、調査票の回収（オンライン・郵送・調査員の別）、督促等の調査実施に係る一連の作業スケジュール）は、具体的にどのようになっているか。今回の変更により、具体的にどのような効果が期待できるのか（具体的に、調査員数や稼働日数等をどの程度縮減することが出来るのか）。

平成27年国勢調査からの調査実施スケジュールの変更点は、以下のとおりである。



① 調査期日前の実施スケジュールの変更点

調査員が調査期日前の世帯へ訪問する回数を実務単位で見ると、平成27年国勢調査では、2回又は3回であったが、令和2年国勢調査では、世帯への訪問を1回とすることで調査員事務の負担軽減を図っている。市区町村の調査事務では、オンライン未回答世帯の調査員への伝達作業を不要としており、世帯においては、調査関係書類が配布された当初から回答方法が選択できることになるため、利便性が高まっているところである。

表22 調査期日前における実査事務

平成27年国勢調査		令和2年国勢調査	
オンライン回答用ID等を全世帯に配布 ※ ¹	3日間	オンライン回答用IDと紙の調査票を調査関係書類に同封して全世帯に配布 ※ ¹	7日間
インターネット回答促進リーフレットを全世帯に配布※ ¹	2日間		
オンライン未回答世帯の伝達	5日間		
オンライン未回答世帯に紙の調査票を配布※ ¹	7日間		

※¹調査員が世帯への訪問を要する業務

② 調査期日後の実施スケジュールの変更点

令和2年国勢調査で配布を予定している『回答確認リーフレット』は、未回答世帯への回答の促進、既にオンライン回答済みの世帯への10月1日時点の人員異動の反映依頼、回答済み世帯へのお礼を内容とするものであり、全世帯に配布することを予定している。

この書類については、平成27年国勢調査の『確認状』に相当するものであり、調査期日直後に配布することで、特に未回答世帯への回答を促進し、調査票の早期回収に結び付けたいと考えている。

調査票未提出世帯の伝達期間については、令和2年国勢調査では、回答期限後すぐに行うこととしており、これにより未回答世帯を早期に特定し、調査票未提出世帯からの回収を行っていきたいと考えている。

また、督促・聞き取り調査については、昨今、不在がちな世帯も多く、調査票の回収に時間を要するため、調査員が余裕を持って、確実に督促業務を行うために5日間を確保することとしたところである。

表23 調査期日後における実査事務

平成27年国勢調査		令和2年国勢調査	
全世帯へ確認状の配布 ※ ¹	3日間	全世帯へ回答確認リーフレットの配布※ ¹	3日間
調査票未提出世帯の伝達	4日間	調査票未提出世帯の伝達	6日間
督促・聞き取り調査 ※ ¹	3日間	督促・聞き取り調査 ※ ¹	5日間

※¹調査員が世帯への訪問を要する業務

③ 回答方法別の回答期間の変更

(ア) オンラインによる回収

平成27年国勢調査では、オンライン未回答世帯に対して紙の調査を配布する必要があったため、オンラインの回答期間を調査期日前の11日間に設定したところ。令和2年国勢調査では、紙の調査票を同時に配布するため、調査期日後であってもオンラインでの回答が可能となる。

また、オンラインの回答期間については、平成27年国勢調査の回答状況を曜日別に見ると、土・日に回答する世帯が多く見受けられたことから、令和2年国勢調査では、土・日を3回含めるように設定している。

(イ) 郵送による回収

国勢調査の調査日は10月1日現在となっており、調査期日後の提出が望ましいところである。平成27年国勢調査では、調査期日直前に調査員が直接世帯へ紙の調査票を配布していたため、人員等の変更が生じた場合の注意喚起を的確に行えていたところである。

しかしながら、令和2年国勢調査では、紙の調査票の配布から調査期日までの期間が空くため、調査期日前の提出を抑止するために、調査期日後の提出としたところである。

(ウ) 調査員による回収

調査員回収については、オンライン環境のない世帯や、記入支援を受けたい世帯を中心に選択されているものと思われることから、当該期間の前半7日間においては、そういった世帯の求めに対応するため、書類配布時に回収日時の約束を交わせた世帯に対して訪問する。

一方、後半の8日間については、提出が確認できない世帯に対して調査員が改めて訪問し、調査票を回収するものであり、いわゆる督促事務のような側面もある。

表24 回答方法別の回収期間

平成27年国勢調査		令和2年国勢調査	
オンラインによる回収	11日間	オンラインによる回収	24日間
郵送による回収	10日間	郵送による回収	7日間
調査員による回収	7日間	調査員による回収	15日間

2 報告者の記入負担や調査員・地方公共団体における調査事務負担、オンライン回答率の向上等の観点からみて、調査実施期間の変更は妥当か。

調査実施スケジュールについては、これまで外部有識者から成る「国勢調査有識者会議」及び地方公共団体から成る「国勢統計実務検討会」、試験調査における実地検証を得て変更を行うものであり、現時点において適切な実施スケジュールと思われる。

(5) 集計事項及び調査結果の公表の期日の変更に対する回答

1 廃止する抽出速報集計の結果については、これまでどのように利活用されてきたのか。利活用との関係からみて、抽出速報集計を廃止することによる支障等は生じないか。

これまで、調査実施日から集計完了までに長い期間を要していた（平成 22 年調査で 3 年 1 か月）ことから、全ての調査項目について早期に結果を利用したいという利活用ニーズに対応するため抽出速報集計を公表していた。具体的には、産業連関表において、産業小分類又は職業小分類別雇用者数などが必要であり、この結果が公表される抽出詳細集計では速報の推計作業に間に合わなかった。

しかし、平成 27 年調査で全体的に集計期間が大幅に短縮（調査実施日から集計完了までの期間が 2 年 3 か月）されたことにより、抽出速報集計の意義が薄れている。また、産業連関表においては、速報を廃止したことや、抽出詳細集計の公表が 10 か月早期化されたことにより、抽出速報集計を利用しなくなった。

なお、抽出速報集計は基本的に確報の一部の集計を抽出したデータを用いて速報として集計・公表するものであるため、人口等基本集計などの他の確報結果で代替可能である。

よって、抽出速報集計を廃止することによる支障等は生じないものと考えている。

2 集計事項の整理に当たり、どのような方針・基準により利活用ニーズが低い集計表と判断したのか。

各集計表の利活用ニーズについては e-Stat におけるアクセス数を基に評価しており、主たる集計事項が他の集計表で代替可能であり、利用実績が少ない統計表については廃止の対象として検討し、集計表の統廃合の整理を行ったところである。

3 他の集計区分に移行する世帯構造等基本集計等における集計事項は、どのようなものか。移行後もこれまでと同様の集計結果が提供されることになるのか。移行による支障等は生じないか。

他の集計区分に移行する世帯構造等基本集計等における集計事項は、別紙 1 のとおり。

移行後もこれまでと同様の集計結果が提供され、さらに移行により提供が早期化されるため、利便性は高くなると考える。

よって、移行による支障等は生じないものと認識している。

4 地域表章区分の変更理由は何か。変更される地域表章区分については、これまでどのように利活用されてきたのか。利活用等の関係からみて、変更することによる支障等は生じないか。

市部、郡部等については、市区町村合併が進み郡部に該当する町村が大幅に減少していることから必要性が低下していることに加え、いずれも利用者が計算可能なものであるため、利活用面における支障は生じないものと認識している。

5 追加及び統合・分割する集計事項の表章様式は、具体的にどのようなものか。追加する集計事項については、どのような利活用が見込まれるのか。

追加及び分割する結果表から把握できること及び追加した理由については別紙2を、追加及び分割する結果表のイメージについては別紙3を、統合する結果表一覧については別紙4を、統合する結果表のイメージについては別紙5を、それぞれ参照願いたい。

6 作成される集計事項については、調査結果の利活用の観点からみて、十分かつ適当なものとなっているか。更なる改善の余地はないか（例えば、集計が困難、又は利活用が低調なことから、見直しが必要な集計事項はないか。具体的にどの程度の業務効率化が期待できるのか）。

e-Statにおけるアクセス数等により、利活用が低調な集計表については廃止する予定である。また、今回抽出速報集計を廃止することにより、全体で1か月の公表早期化が見込める程度の業務効率化が期待できる。

2 「諮問第 68 号の答申 国勢調査の変更について」（平成 26 年 10 月 20 日 付け府統委第 99 号）における今後の課題への対応状況について

- 1 前回調査における調査事項や調査方法等の変更の有効性等、調査の実施結果について、どのように分析・評価しているか（例えば、調査員や市区町村職員は、十分確保されているのか）。
- 2 当該分析・評価結果を踏まえ、今回調査では、それぞれどのような対応を図ることとしているか。

① オンライン調査の対象範囲を全国に展開したことについて

平成 27 年国勢調査では、オンライン、郵送、調査員等の 3 種類の回答方法があったが、オンラインによる回答が 36.9%（うち、スマートフォンは、12.7%）と最も高い回答方法となった。

オンライン調査については、未記入項目があると回答の送信ができない仕組みとしており、記入精度が高く、地方公共団体の審査事務の負担軽減につながっているほか、世帯においては、24 時間いつでも回答できることで利便性も高いことから、令和 2 年国勢調査においても、引き続き全国で導入していくこととする。

調査票等の配布方法については、オンラインに関係する書類を先に配布した後、オンラインの回答がなかった世帯にのみ紙の調査票を配布していたところである。しかしながら、調査票の誤配布が発生した場合、地方公共団体は調査票提出世帯の確認に追われ、その後の審査事務期間に多大の影響を及ぼすおそれがあり、また、高齢の調査員でも理解できる配布方法としなければ、調査員の確保が困難となる。

そのため、令和 2 年国勢調査では、地方公共団体、調査員の事務負担の軽減を図る観点から、オンライン関係書類と紙の調査票等を同時に配布する方法とする。一方で、オンラインのみが先行して回答できる期間を設定することでオンライン回答の促進を図ることとしている。

② 任意封入方式の導入

平成 27 年国勢調査では、高齢者の増加に伴って記入の支援が必要な世帯も増えており、記入不備の改善及び調査員による記入の支援や確認などを円滑に実施するために、任意封入による提出方法に変更したところである。

任意封入方式であれば、調査員による調査票回収時に調査票の点検が可能となることで、記入不備や未記入の状況が改善されるといった、地方公共団体からの意見もあることから、令和 2 年国勢調査においても引き続き導入していく。

③ 郵送回収方式の市町村長による採否

平成 27 年国勢調査では、郵送回収は市町村ごとの選択制として実施し、市町村全体の約 8 割が「郵送回収あり」の方法を選択した。一方で、「郵送回収なし」を選択した市町村は、人口規模の小さい町村が多く、調査員による回収が十分に機能していると思われる市区町村であった。

郵送回収を行う場合は、国で一括して受付処理を行うこととなり、市区町村への返送に時間を要する地域もあることから、実情を考慮し、市区町村ごとの選択制を令和 2 年国勢調査においても引き続き導入していくこととする。

④ 集合住宅の管理会社等への調査員業務の委託等

平成 27 年国勢調査では、集合住宅や社会福祉施設等における調査員事務の管理会社・運営法人への委託を可能とする仕組みによって調査実施の円滑化を図ったところであり、全市町村 1,741 のうち、全体の約 3 割に当たる市町村がこの仕組みを利用した。そのうち、市（区）では、半数以上の市（区）で利用があった。

また、当該制度を利用した調査区について、調査区の特徴ごとに内訳を見ると、後置番号 4（社会施設・病院のある区域）の調査区における利用が多数を占めていた。

国勢調査員の委託事務については、オートロックマンション等の調査困難地域での委託や調査員確保対策の一助となるものであり、令和 2 年国勢調査でも当該制度を引き続き維持する。総務省統計局としても令和元年からマンション管理団体への協力依頼を積極的に行うことで市町村の調査員業務の委託を支援してまいりたい。

表25 業務委託を実施した市町村数及び割合

	市町村数 (平成27年10月現在)	業務委託を実施した 市町村数	業務委託を実施した 割合 (%)
総数	1,741	632	36.3
市（※）	813	459	56.5
町	745	158	21.2
村	183	15	8.2

※ 東京都特別区を含む。

表26 後置番号別業務委託契約数及び調査区数

	契約数		調査区数	
	契約数	割合 (%)	調査区数	割合 (%)
総数	4,845	100.0	6,157	100.0
後置番号 1（一般調査区）	222	4.6	560	9.1
後置番号 4（社会施設・病院のある地域）	4,221	87.1	4,950	80.4
後置番号 8 (おおむね50人以上の単身者が居住している 寄宿舍・寮等のある区域)	394	8.1	639	10.4
その他（上記後置番号以外）	8	0.2	8	0.1

⑤ 東日本大震災による人口移動等を把握することに伴う調査事項の変更

平成 27 年国勢調査では、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災による影響を、居住期間や移動状況の観点から把握するため、本来、大規模調査の調査事項であった「8 現在の住居における居住期間」及び「9 5 年前の住居の所在地」を追加したところである。

当該事項で把握した情報を使用した報告書等が、東北地方に関するものを中心に、官民間わず公表されており、大規模災害等の発生時における影響の推計やその後の復興状況の評価等に活用されたものと認められることから、追加は適切であったものと思われる。

一方で、これらの調査項目を追加したことに伴う記入者負担の軽減として、従来から把握していた「住宅の床面積」の調査事項を削除することとした。本調査事項については、再度、令和 2 年国勢調査で把握すべきかどうかの検証を行ったが、前述のとおり削除することとしている。

<p>3 前回答申における今後の課題への対応として、十分かつ適切なものとなっているか。更なる対応を図る余地はないか。</p>
--

平成 27 年国勢調査では、オンライン調査を全国導入したところであり、これに伴う新たな調査事務の発生を踏まえ、事務の負担軽減等を図る取組を行ったところである。

負担軽減等に寄与した取組については、令和 2 年国勢調査でも引き続き実施する方向とし、課題があった内容については、地方公共団体の意見、実施状況等を踏まえ、必要な見直しを行っており、適切に対応しているところである。

3 第Ⅲ期基本計画における指摘への対応状況について

- 1 若年者層を中心とする不在世帯等への対応として、これまで具体的にどのような取組を行ってきたのか。今回予定する大学・大学院や企業・経済団体等への調査協力依頼については、具体的にどのような形での周知を期待・想定しているのか。また、若年者層を訴求対象とした広報媒体とは、具体的にどのようなことを予定しているのか。更なる取組の余地はないか。

平成 27 年国勢調査においては、オートロックマンション等に居住する世帯への事前周知するためのポスターやリーフレットを作成し、調査実施年の前年からマンション関係団体等を通じて実施してきたところ。

令和 2 年国勢調査については、教育団体や経済・労働団体等についても調査実施年の前年から協力依頼を開始し、昼間不在世帯となる学生や若年者層に対して、学校や職場から周知する方法について意見交換を行い、調査実施年の広報へ反映することを予定している。

広報媒体の選定については、平成 27 年国勢調査の効果測定の結果によると、テレビCM、新聞広告、インターネット広告の認知度が高いことから、これらを継続して選定していくとともに、試験調査の結果ではオンライン回答に占めるスマートフォンによる回答率が増加していることから、若年者層で利用の多いスマートフォンのSNSアプリへの広告掲載も検討している。

- 2 オンライン調査の利用促進方策として、前回調査では具体的にどのような方策を講じたのか。前回調査時に地方公共団体で実施されたオンライン調査促進に向けた取組事例としては、具体的にどのようなものがあるか。更なる取組の余地はないか。

オンライン調査は、平成 22 年国勢調査において東京都で試行的に実施し、平成 27 年国勢調査で全国的に導入したところである。オンライン調査の利用促進に当たっては、新聞、テレビ、ラジオ等の各種広報媒体を活用してオンラインでも回答できる旨を積極的に周知するとともに、世帯へ配布する調査関係書類にもオンライン調査に関する文言を記載することで、オンラインへの誘導を図り、更にオンライン回答率が高い地方公共団体を表彰する取組を行った。

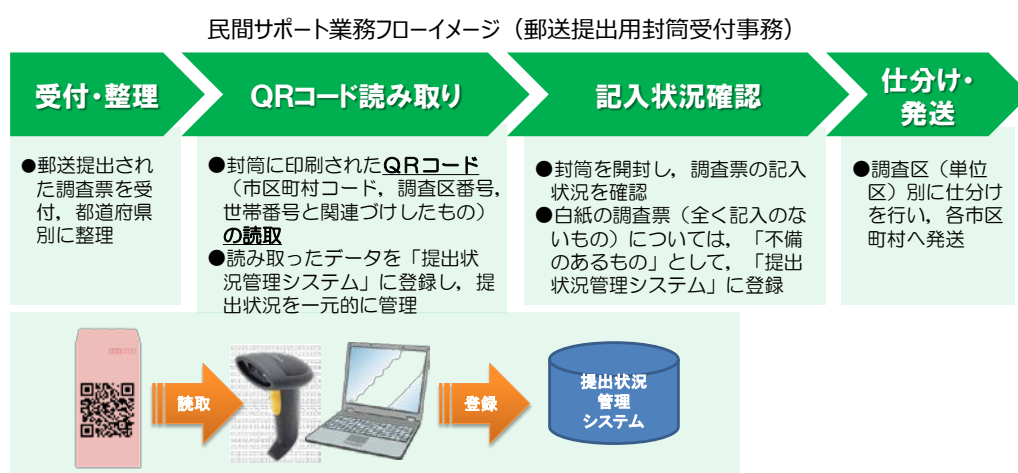
また、地方公共団体においては、広報誌・ホームページ・SNS の活用、回答ブースの設置や啓発イベント・オンライン回答デモを実施するなど地域の実情に応じた推進方策の取組を行った。

令和 2 年国勢調査では、オンライン推進に寄与した取組を踏襲するとともに地方公共団体で実施した事例を横展開することなどにより、更なるオンラインの推進を図ってまいりたい。

3 地方公共団体の事務負担軽減方策として、前回調査で実施した民間事業者による郵送提出された調査票の一括処理とは、具体的にどのようなものか。当該業務について、具体的にどのように迅速化を図ることを予定しているのか。更なる取組の余地はないか。

(1) 事務の概要

平成 27 年国勢調査では、市区町村における郵送提出された調査票の受付・整理事務を軽減するとともに、調査票の提出状況をオンライン調査と併せて一元的に管理するため、郵送提出用封筒の受付・整理・仕分けに係る事務を総務省統計局が契約する民間事業者において実施した。



(2) 課題を踏まえた対応

当該業務においては、東京に 1 拠点を設置し、全国の郵送提出された調査票を集約して事務を行った。郵送提出された総通数は、約 1950 万通となり、1 日当たりの通数が繁忙期には約 186 万通となった。この通数を処理するに当たっては、大量の人員を要するとともに、広大な作業スペースが必要とされるが、2020 年は、東京オリンピック・パラリンピックの開催と重なるという事情もあり、従前にも増して人員及び場所の確保が課題となる。

そのため、令和 2 年国勢調査においては、拠点数を複数箇所とすることで、これらの課題に対応するとともに、業務の中で負荷が大きかった仕分け作業の見直し等を行うことで作業の迅速化を図ってまいりたい。

4 本調査の広報として、これまで具体的にどのような取組を行ってきたのか。更なる有効かつ効果的な取組の余地はないか。

本調査の広報については、予算の範囲で民間のノウハウを最大限活用できる企画競争により、テレビCM、新聞広告、インターネット広告等の広報媒体を活用して実施している。

特に、平成 27 年国勢調査ではオンライン回答を初めて全国に展開したことから、広報のキャッチコピーを「スマート国勢調査！」と設定し、インターネット回答ができることを前面に押し出した広報展開を行った。

今回の国勢調査についても、より一層のインターネット回答の推進が求められているため、平成 27 年国勢調査の効果測定の結果でインターネット回答への寄与度がテレビCMに次いで高いインターネット広告の充実を図るとともに、試験調査の結果も踏まえ、スマートフォンのSNSアプリへの広告掲載を検討している。

(5) 集計事項及び調査結果の公表の期日の変更に対する回答の別紙一式

別紙 1

結果表番号 新旧対照表 (世帯構造等基本集計)

平成27年		令和2年		
集計区分	表番号	集計区分	表番号	表題
世帯構造等基本集計	1	移動人口の男女・年齢等集計	15	居住期間, 配偶関係, 年齢, 男女別人口
	2		16	世帯主の居住期間, 住宅の所有の関係別一般世帯数及び一般世帯人員数
	3		17	世帯主の居住期間, 世帯の家族類型別一般世帯数及び一般世帯人員数
	4	移動人口の就業状態等集計	12	居住期間, 産業 (大分類), 従業上の地位, 男女別就業者数 (15歳以上)
	5		13	世帯主の居住期間, 世帯主の産業 (大分類), 世帯主の労働力状態・従業上の地位別一般世帯数及び一般世帯人員数
	6		14	居住期間, 職業 (大分類), 従業上の地位, 男女別就業者数 (15歳以上)
	7		15	世帯主の居住期間, 世帯主の職業 (大分類), 世帯主の労働力状態・従業上の地位別一般世帯数及び一般世帯人員数
	8	人口等基本集計	15	世帯の家族類型, 子供の有無・数, 最年少の子供の年齢 (各歳及び階級値), 最年長の子供の年齢 (階級値), 夫の年齢, 妻の年齢別一般世帯数及び一般世帯人員数 (夫婦のいる一般世帯)
	9		16	親との同居・非同居, 母子・父子世帯の種類, 子供の年齢 (各歳), 子供の男女別子供の数及び子供のいる一般世帯数
	10	就業状態等基本集計	51	夫の労働力状態, 妻の労働力状態, 夫の年齢, 妻の年齢, 夫婦のいる世帯の家族類型別世帯数 (夫婦のみの世帯)
	11	人口等基本集計	35	母子・父子世帯の種類, 母の配偶関係, 母の年齢, 子供の数, 最年少の子供の年齢 (階級値), 最年長の子供の年齢 (階級値) 別一般世帯数, 一般世帯人員数及び1世帯当たり子供の数 (母子世帯)
	12		36	母子・父子世帯の種類, 子供の数・年齢別一般世帯数, 一般世帯人員数及び1世帯当たり子供の数 (母子世帯)
	13		37	母子・父子世帯の種類, 住宅の所有の関係別一般世帯数, 一般世帯人員数及び1世帯当たり人員数 (母子世帯)
	14	就業状態等基本集計	31	母子・父子世帯の種類, 母の労働力状態・従業上の地位, 母の配偶関係, 母の年齢別一般世帯数及び一般世帯人員数 (母子世帯)
	15		32	母子・父子世帯の種類, 母の産業 (大分類), 母の年齢別一般世帯数及び一般世帯人員数 (母が就業している母子世帯)
	16		33	母子・父子世帯の種類, 母の職業 (大分類), 母の年齢別一般世帯数及び一般世帯人員数 (母が就業している母子世帯)

結果表番号 新旧対照表（世帯構造等基本集計）

平成27年		令和2年		
集計区分	表番号	集計区分	表番号	表題
	17	人口等基本集計	38	母子・父子世帯の種類，父の配偶関係，父の年齢，子供の数，最年少の子供の年齢（階級値），最年長の子供の年齢（階級値）別一般世帯数，一般世帯人員数及び1世帯当たり子供の数（父子世帯）
	18		39	母子・父子世帯の種類，子供の数・年齢別一般世帯数，一般世帯人員数及び1世帯当たり子供の数（父子世帯）
	19		40	母子・父子世帯の種類，住宅の所有の関係別一般世帯数，一般世帯人員数及び1世帯当たり人員数（父子世帯）
	20	就業状態等基本集計	34	母子・父子世帯の種類，父の労働力状態・従業上の地位，父の配偶関係，父の年齢別一般世帯数及び一般世帯人員数（父子世帯）
	21		35	母子・父子世帯の種類，父の産業（大分類），父の年齢別一般世帯数及び一般世帯人員数（父が就業している父子世帯）
	22		36	母子・父子世帯の種類，父の職業（大分類），父の年齢別一般世帯数及び一般世帯人員数（父が就業している父子世帯）
	23		52	世帯の経済構成別一般世帯数，一般世帯人員数，就業者数及び1世帯当たり人員数（一般世帯）
	24		53	世帯の家族類型，世帯の経済構成別一般世帯数及び一般世帯人員数
	25	従業地・通学地による人口・就業状態等集計	23	従業・通学時の世帯の状況，住居の種類，通勤・通学者数別一般世帯数及び就業・通学別一般世帯人員数
	26		24	従業・通学時の世帯の状況，住宅の建て方・世帯が住んでいる階別一般世帯数
	27		25	従業・通学時の世帯の状況，世帯の家族類型，住居の種類別一般世帯数
	28	人口等基本集計	41	世帯主の年齢（各歳），世帯主の男女，世帯員の年齢（各歳），世帯員の男女別一般世帯人員数及び一般世帯数
	29		42	世帯の家族類型，世帯主の年齢，世帯主の男女，世帯員の年齢，世帯員の男女別一般世帯人員数及び一般世帯数
	30		43	世帯主の配偶関係，世帯主の年齢，世帯主の男女，世帯員の配偶関係，世帯員の年齢，世帯員の男女別一般世帯人員数及び一般世帯数

結果表番号 新旧対照表（世帯構造等基本集計）

平成27年		令和2年		
集計区分	表番号	集計区分	表番号	表題
	31	就業状態等基本集計	37	20歳以下同居児の数，配偶関係，労働力状態・産業（大分類），年齢（各歳及び5歳階級）別人口（15～70歳未満日本人女性）
	32		38	20歳以下同居児の数，配偶関係，労働力状態・職業（大分類），年齢（各歳及び5歳階級）別人口（15～70歳未満日本人女性）
	33		40	20歳以下同居児の数，配偶関係，世帯の経済構成，年齢（各歳及び5歳階級）別人口（一般世帯の15～70歳未満日本人女性）
	34		41	20歳以下同居児の数，配偶関係，住宅の所有の関係，年齢（各歳及び5歳階級）別人口（一般世帯の15～70歳未満日本人女性）
	35		42	年齢（各歳），同居児か否か，同居児の母の配偶関係別20歳以下世帯人員数
	35		43	年齢（各歳），15～70歳未満日本人既婚女性の労働力状態・産業（大分類），15～70歳未満日本人既婚女性の年齢（各歳及び5歳階級）別20歳以下同居児数
	36		44	年齢（各歳），15～70歳未満日本人既婚女性の労働力状態・職業（大分類），15～70歳未満日本人既婚女性の年齢（各歳及び5歳階級）別20歳以下同居児数
	37		46	年齢（各歳），世帯の経済構成，15～70歳未満日本人既婚女性の年齢（各歳及び5歳階級）別一般世帯の20歳以下同居児数
	38		47	年齢（各歳），住宅の所有の関係，15～70歳未満日本人既婚女性の年齢（各歳及び5歳階級）別一般世帯の20歳以下同居児数
	39		48	子との同居・非同居，配偶関係，労働力状態，年齢（各歳及び5歳階級），男女別人口
	40		49	親との同居・非同居，配偶関係，労働力状態，年齢（各歳及び5歳階級），男女別人口
	41		50	親との同居・非同居，配偶関係，親の年齢，年齢，男女別人口
	42		人口等基本集計	50
	43	51		国籍（中区分），年齢，男女別人口

追加及び分割結果表一覧

注) 既存表を分割したものは、太字の方を追加表の扱いとした。

集計区分 ()内の数字は追加表数	表番号	表題	表章地域	表から把握できること	追加した理由
就業状態等基本集計：(3)	第16表	在学か否かの別・最終卒業学校の種類，年齢（各歳），男女別人口（15歳以上）	全国，都道府県，21大都市，21大都市の区，県庁所在市，人口20万以上の市	年齢各歳別の在学者数及び最終卒業学校別人口	年齢各歳別の教育の状況に関するデータのニーズが高いため
	第17表	産業（大分類），職業（大分類），在学か否かの別・最終卒業学校の種類，男女別就業者数（15歳以上）	全国，都道府県，21大都市，21大都市の区，県庁所在市，人口20万以上の市	産業及び職業別の最終卒業学校別人口等	産業×職業のクロス集計により，経済分野別の就業者の教育の状況をより詳細に把握するため
	第42表	年齢（各歳），同居児か否か，同居児の母の配偶関係別20歳以下世帯人員数	全国，都道府県	年齢別の同居児数及び同居児以外の20歳以下世帯人員数等	※既存表の分割（第42表を追加表とみなす）
	第43表	年齢（各歳），15～70歳未満日本人既婚女性の労働力状態・産業（大分類），15～70歳未満日本人既婚女性の年齢（各歳及び5歳階級）別20歳以下同居児数	全国，都道府県	15～70歳未満日本人既婚女性の年齢及び労働力状態・産業別の20歳以下同居児数等	主となる集計事項が複数盛り込まれており，表が複雑だったため
抽出詳細集計：(2)	第18表	産業（中分類），年齢，男女別就業者数（15歳以上総数及び15歳以上雇用者（役員を含む））	全国，都道府県，21大都市，21大都市の区，県庁所在市，人口10万以上の市	産業及び年齢別の就業者数	※既存表の分割（第19表を追加表とみなす） 同じ主番号の結果表に主となる集計事項が複数盛り込まれており，利用者の誤解を招くおそれがあったため
	第19表	産業（中分類），従業上の地位，男女別就業者数（15歳以上）	全国，都道府県	産業及び従業上の地位別の就業者数	
	第20表	職業（中分類），年齢，男女別就業者数（15歳以上総数及び15歳以上雇用者（役員を含む））	全国，都道府県，21大都市，21大都市の区，県庁所在市，人口10万以上の市	職業及び年齢別の就業者数	※既存表の分割（第21表を追加表とみなす） 同じ主番号の結果表に主となる集計事項が複数盛り込まれており，利用者の誤解を招くおそれがあったため
	第21表	職業（中分類），従業上の地位，男女別就業者数（15歳以上）	全国，都道府県	職業及び従業上の地位別の就業者数	

集計区分 ()内の数字は追加表数	表番号	表題	表章地域	表から把握できること	追加した理由
従業地・通学地による人口・就業状態等集計：(1)	第1表	常住地又は従業地・通学地，年齢，男女別人口，就業者数，通学者数及び昼夜間人口比率	全国，都道府県，市区町村	市区町村別の流入，流出人口及び昼夜間人口比率	※既存表の分割（第2表を追加表とみなす） 主となる集計事項が複数盛り込まれており，表が複雑だったため
	第2表	常住地又は従業地・通学地，労働力状態別人口（有配偶の女性就業者）	全国，都道府県，市区町村	有配偶の女性就業者の市区町村別の流入及び流出人口	
移動人口の就業状態等集計：(3)	第4表	職業（大分類），5年前の常住地，5年前の常住地域名，男女別就業者数（15歳以上）	全国，都道府県，21大都市，特別区，人口50万以上の市（現住地）	職業及び5年前の常住地域別の就業者数	※既存表の分割（第7表を追加表とみなす） 主となる集計事項が複数盛り込まれており，表が複雑だったため
	第7表	従業上の地位，5年前の常住地，5年前の常住地域名，男女別就業者数（15歳以上）	全国，都道府県，21大都市，特別区，人口50万以上の市（現住地）	従業上の地位及び5年前の常住地域別の就業者数	
	第5表	職業（大分類），現住地，現住地域名，男女別就業者数（15歳以上）	全国，都道府県，21大都市，特別区，人口50万以上の市（5年前の常住地）	職業及び現住地域別の就業者数	※既存表の分割（第8表を追加表とみなす） 主となる集計事項が複数盛り込まれており，表が複雑だったため
	第8表	従業上の地位，現住地，現住地域名，男女別就業者数（15歳以上）	全国，都道府県，21大都市，特別区，人口50万以上の市（5年前の常住地）	従業上の地位及び現住地域別の就業者数	
	第6表	5年前の常住地・現住地，職業（大分類），年齢，男女別就業者数（15歳以上）	全国，都道府県，21大都市，21大都市の区，県庁所在市，人口20万以上の市	職業及び5年前の常住地・現住地別の就業者数	※既存表の分割（第9表を追加表とみなす） 主となる集計事項が複数盛り込まれており，表が複雑だったため
	第9表	5年前の常住地・現住地，従業上の地位，年齢，男女別就業者数（15歳以上）	全国，都道府県，21大都市，21大都市の区，県庁所在市，人口20万以上の市	従業上の地位及び5年前の常住地・現住地別の就業者数	

追加表
令和 2 年国勢調査 就業状態等基本集計

第16表 在学か否かの別・最終卒業学校の種類，年齢（各歳），男女別人口（15歳以上）

	在学か否かの別・最終卒業学校の種類 ※1						
	総数	卒業者	小学校	...	在学者	未就学者	(在学か否か) 不詳
男女 ×年齢（各歳） ※2	表章事項 : 人口 集計対象 : 15歳以上 表章地域 : 全国，都道府県，21大都市，21大都市の区，県庁所在市，人口20万以上の市						

【※1】

- 総数
- 卒業者
- 小学校
- 中学校
- 高校・旧中
- 短大・高専
- 大学
- 大学院
- (卒業者) 不詳
- 在学者
- 未就学者
- (在学か否か) 不詳

【※2】

- 総数
- 15歳
- 16歳
- ：
- 84歳
- 85歳以上
- 年齢「不詳」
- ：
- (再掲) 15～64歳
- (再掲) 65歳以上
- (再掲) 75歳以上

令和2年国勢調査 就業状態等基本集計

第17表 産業（大分類），職業（大分類），在学か否かの別・最終卒業学校の種類，男女別就業者数（15歳以上）

	在学か否かの別・最終卒業学校の種類 ※1						
	総数	卒業者	小学校	...	在学者	未就学者	(在学か否か) 不詳
男女 ×産業（大分類） ×職業（大分類）	表章事項 : 人口 集計対象 : 15歳以上 表章地域 : 全国，都道府県，21大都市，21大都市の区，県庁所在市，人口20万以上の市						

【※1】

- 総数
- 卒業者
 - 小学校
 - 中学校
 - 高校・旧中
 - 短大・高専
 - 大学
 - 大学院
 - (卒業者) 不詳
- 在学者
- 未就学者
 - (在学か否か) 不詳

分割表 令和2年国勢調査 就業状態等基本集計

第42表 年齢（各歳），同居児か否か，同居児の母の配偶関係別20歳以下世帯人員数

	年齢（各歳）						
	総数	0歳	1歳	…	18歳	19歳	20歳
男女 ×同居児か否か ※1 ×同居児の母の配偶関係 ※2	表章事項 : 20歳以下世帯人員 集計対象 : 総数 表章地域 : 全国，都道府県						

【※1】

総数
同居児
同居児以外の20歳以下世帯員

【※2】

総数
うち未婚
うち死別・離別
配偶関係「不詳」

令和2年国勢調査 抽出詳細集計

第19表 産業（中分類），従業上の地位，男女別就業者数（15歳以上）

	産業（中分類）
男女 ×従業上の地位 ※1	表章事項 : 就業者数 集計対象 : 15歳以上 表章地域 : 全国，都道府県（従業地・通学地）

【※1】

総数

雇用者

（雇用者）正規の職員・従業員

（雇用者）労働者派遣事業所の派遣社員

（雇用者）パート・アルバイト・その他

役員

雇人のある業主

雇人のない業主（家庭内職者を含む）

家族従業者

従業上の地位「不詳」

（再掲）雇用者（役員を含む）

令和2年国勢調査 抽出詳細集計

第21表 職業（中分類），従業上の地位，男女別就業者数（15歳以上）

	職業（中分類）
男女 ×従業上の地位 ※1	表章事項 : 就業者数 集計対象 : 15歳以上 表章地域 : 全国，都道府県（従業地・通学地）

【※1】

総数

雇用者

（雇用者）正規の職員・従業員

（雇用者）労働者派遣事業所の派遣社員

（雇用者）パート・アルバイト・その他

役員

雇人のある業主

雇人のない業主（家庭内職者を含む）

家族従業者

従業上の地位「不詳」

（再掲）雇用者（役員を含む）

令和2年国勢調査 従業地・通学地による人口・就業状態等集計

第2表 常住地又は従業地・通学地，労働力状態別人口（有配偶の女性就業者）

	常住地又は従業地・通学地 ※1										
	常住地による人口	従業も通学もしていない	自宅で従業	...	従業地・通学地「不詳」	(再掲) 流出人口	従業地・通学地による人口	うち自市内他区に常住	うち県内他市区町村に常住	うち他県に常住	(再掲) 流入人口
労働力状態 ※2	表章事項 : 人口 集計対象 : 有配偶の女性就業者 表章地域 : 全国，都道府県，市区町村										

【※1】

- 常住地による人口
 - 従業も通学もしていない
 - 自宅で従業
 - 自宅外の自市区町村で従業・通学
 - 他市区町村で従業・通学
 - 自市内他区で従業・通学
 - 県内他市区町村で従業・通学
 - 他県で従業・通学
 - 従業・通学市区町村「不詳・外国」
 - 従業地・通学地「不詳」
 - (再掲) 流出人口
- 従業地・通学地による人口
 - うち自市内他区に常住
 - うち県内他市区町村に常住
 - うち他県に常住
 - (再掲) 流入人口

【※2】

- 総数
 - 主に仕事
 - 家事のほか仕事
 - 通学のかたわら仕事
 - 休業者

令和2年国勢調査 移動人口の就業状態等集計

第7表 従業上の地位、5年前の常住地、男女別就業者数（15歳以上）

	従業上の地位 ※1					
	総数	雇用者	業員 (雇用者) 正規の職員・従	...	役員	自営業主(家庭内職者を含む) ・家族従業者
男女 ×5年前の常住地 ※2 ×表章地域(5年前の常住地) ※3	表章事項 : 就業者数 集計対象 : 15歳以上 表章地域 : 全国, 都道府県, 21大都市, 特別区, 人口50万以上の市(現住地)					

【※1】

総数

雇用者

(雇用者) 正規の職員・従業員

(雇用者) 労働者派遣事業所の派遣社員

(雇用者) パート・アルバイト・その他

役員

自営業主(家庭内職者を含む)・家族従業者

従業上の地位「不詳」

【※2】

常住者(現住地による人口)

現住所

移動あり

国内から

自市町村内から

自区内から

自市内他区から

県内他市区町村から

他県から

国外から

5年前の常住市区町村「不詳」

移動状況「不詳」

(再掲) 転入

【※3】

全国, 都道府県, 21大都市, 特別区, 人口50万以上の市

令和2年国勢調査 移動人口の就業状態等集計

第8表 従業上の地位、現住地、男女別就業者数（15歳以上）

	従業上の地位 ※1					
	総数	雇用者	業員 (雇用者) 正規の職員・従	…	役員	自営業主(家庭内職者を含む) ・家族従業者
男女 ×現住地 ※2 ×表章地域(現住地) ※3	表章事項 : 就業者数 集計対象 : 15歳以上 表章地域 : 全国, 都道府県, 21大都市, 特別区, 人口50万以上の市(5年前の常住地)					

【※1】

総数
 雇用者
 (雇用者) 正規の職員・従業員
 (雇用者) 労働者派遣事業所の派遣社員
 (雇用者) パート・アルバイト・その他
 役員
 自営業主(家庭内職者を含む)・家族従業者
 従業上の地位「不詳」

【※2】

『全国』
 総数(常住者)
 5年前の常住者(5年前の常住地による人口)
 現住所
 移動あり(国内)
 自市町村内へ
 自区内へ
 自市内他区へ
 県内他市区町村へ
 他県へ
 5年前の常住市区町村「不詳」
 5年前国外にいた者
 移動状況「不詳」

『全国以外』

5年前の常住者(5年前の常住地による人口)
 現住所
 移動あり(国内)
 自市町村内へ
 自区内へ
 自市内他区へ
 県内他市区町村へ
 他県へ
 (再掲) 転出

【※3】

全国, 都道府県, 21大都市, 特別区, 人口50万以上の市

令和2年国勢調査 移動人口の就業状態等集計

第9表 5年前の常住地・現住地，従業上の地位，年齢，男女別就業者数（15歳以上）

	従業上の地位 ※1					
	総数	雇用者	業員（雇用者） 正規の職員・従業員	...	役員	自営業主（家族従業員を含む） ・家族従業者
男女 ×年齢 ※2 ×5年前の常住地・現住地 ※3	表章事項 : 就業者数 集計対象 : 15歳以上 表章地域 : 全国，都道府県，21大都市，21大都市の区，県庁所在市，人口20万以上の市					

【※1】

総数

雇用者

（雇用者）正規の職員・従業員

（雇用者）労働者派遣事業所の派遣社員

（雇用者）パート・アルバイト・その他

役員

自営業主（家庭内職者を含む）・家族従業者

従業上の地位「不詳」

【※2】

総数

15～19歳

⋮

< 5歳階級 >

⋮

85歳以上

年齢「不詳」

（再掲）65歳以上

（再掲）75歳以上

【※3】

常住者（現住地による人口）

現住所

移動あり

国内から

自市町村内から

自区内から

自市内他区から

県内他市区町村から

他県から

国外から

5年前の常住市区町村「不詳」

移動状況「不詳」

（再掲）転入

5年前の常住者（5年前の常住地による人口）

移動あり（国内）

うち自市内他区へ

うち県内他市区町村へ

うち他県へ

（再掲）転出

統合結果表一覧

集計区分 ()内の数字は統合表数	表番号	表題	表章地域	平成27年 表番号
人口速報集計：(1)	第1表	男女別2020年人口，5年前の人口（組替），5年間の人口増減数，5年間の人口増減率，人口性比，面積，人口密度，2020年世帯数，5年前の世帯数（組替），5年間の世帯増減数及び5年間の世帯増減率	全国，都道府県，市区町村	人口速報集計 第1表 第2表
人口等基本集計(3)	第1表	世帯の種類，男女別2020年人口，5年前の人口（組替），5年間の人口増減数，5年間の人口増減率，人口性比，面積，人口密度，2020年世帯数，5年前の世帯数（組替），5年間の世帯増減数，5年間の世帯増減率及び世帯人員数	全国，都道府県，市区町村，平成12年市町村，大都市圏・都市圏	人口等基本集計 第1表 第2表
	第13表	世帯主との続き柄，世帯の家族類型，配偶関係，年齢，男女別一般世帯人員数	全国，都道府県，21大都市，21大都市の区，県庁所在市，人口20万以上の市	人口等基本集計 第14表 第15表
	第19表	住宅の建て方・世帯が住んでいる階，男女，年齢，住宅の所有の関係別一般世帯数，一般世帯人員数及び1世帯当たり人員数	全国，都道府県，市区町村	人口等基本集計 第19表 第23表
就業状態等基本集計：(1)	第23表	夫の労働力状態，妻の労働力状態，子供の有無・数，最年少の子供の年齢（各歳及び階級値），最年長の子供の年齢（階級値），夫の年齢，妻の年齢別一般世帯数及び一般世帯人員数（夫婦のいる一般世帯）	全国，都道府県，21大都市，特別区，人口50万以上の市	就業状態等基本集計 第16表 第17表

統合表

令和2年国勢調査 人口速報集計

第1表 男女別2020年人口，5年前の人口（組替），5年間の人口増減数，5年間の人口増減率，人口性比，面積，人口密度，2020年世帯数，5年前の世帯数（組替），5年間の世帯増減数及び5年間の世帯増減率

		表章事項 ※1						
		2020年人口	5年前の人口（組替）	5年間の人口増減数	…	（5年前の世帯数）	5年間の世帯増減数	5年間の世帯増減率
男女		<p>【※1】 表章事項 : 2020年人口，5年前の人口（組替），5年間の人口増減数，5年間の人口増減率，人口性比，面積，人口密度，2020年世帯数，5年前の世帯数（組替），5年間の世帯増減数，5年間の世帯増減率 集計対象 : 総数 表章地域 : 全国，都道府県，市区町村</p>						

令和2年国勢調査 人口等基本集計

第1表 世帯の種類，男女別2020年人口，5年前の人口（組替），5年間の人口増減数，5年間の人口増減率，人口性比，面積，人口密度，2020年世帯数，5年前の世帯数（組替），5年間の世帯増減数，5年間の世帯増減率及び世帯人員数

	表章事項 ※1						
	2020年人口	5年前の人口（組替）	5年間の人口増減数	...	5年間の世帯増減数	5年間の世帯増減率	世帯人員数
世帯の種類 ※2 ×男女	<p>【※1】 表章事項 : 2020年人口，5年前の人口（組替），5年間の人口増減数，5年間の人口増減率，人口性比，面積，人口密度，2020年世帯数，5年前の世帯数（組替），5年間の世帯増減数，5年間の世帯増減率，世帯人員数</p> <p>集計対象 : 総数</p> <p>表章地域 : 全国，都道府県，大都市圏・都市圏，市区町村，平成12年市町村</p>						

【※2】

総数
一般世帯
施設等の世帯

令和2年国勢調査 人口等基本集計

第13表 世帯主との続き柄，世帯の家族類型，配偶関係，年齢，男女別一般世帯人員数

	世帯主との続き柄 ※1													
	総数	世帯主	配偶者	子	子の配偶者	世帯主の父母	世帯主の配偶者の父母	孫	祖父母	兄弟姉妹	他の親族	住み込みの雇人	その他	「世帯主との続き柄不詳」
男女 ×年齢（各歳） ※2 ×世帯の家族類型 ※3 （×配偶関係） ※4	表章事項 : 一般世帯人員数 総数 : 15歳以上 表章地域 : 全国，都道府県，21大都市，21大都市の区，県庁所在市，人口20万以上の市													

【※1】
総数
世帯主
配偶者
子
子の配偶者
世帯主の父母
世帯主の配偶者の父母
孫
祖父母
兄弟姉妹
他の親族
住み込みの雇人
その他
世帯主との続き柄「不詳」

【※2】
総数
15歳
16歳
:
84歳
85歳以上
年齢「不詳」
:
(再掲) 15～64歳
(再掲) 65歳以上
(再掲) 75歳以上

【※3】
総数
親族のみの世帯
核家族世帯
うち夫婦のみの世帯
核家族以外の世帯
非親族を含む世帯
単独世帯
世帯の家族類型「不詳」
(再掲) 3世代世帯
(再掲) 夫65歳以上，妻60歳以上の夫婦のみの世帯
(再掲) 65歳以上の単独世帯

【※4】
総数
未婚
有配偶
死別
離別
配偶関係「不詳」 (注1)

(注1) 集計地域が人口20万以上の市の場合、配偶関係は表章しない。

令和2年国勢調査 人口等基本集計

第19表 住宅の建て方・世帯が住んでいる階、年齢、住宅の所有の関係別一般世帯数、一般世帯人員数及び1世帯当たり人員数

		住宅の建て方・世帯が住んでいる階 ※1											
		総数	一 う ち 住 宅 に 住 む	一 戸 建	長 屋 建	共 同 住 宅	(1 ・ 2 階 建) 共 同 住 宅	(3 ・ 5 階 建) 共 同 住 宅	…	階 (別 掲) 世 帯 が 住 ん で い る 1 1 ・ 1 4 階	階 (別 掲) 世 帯 が 住 ん で い る 1 5 階 以 上	そ の 他	住 居 の 種 類 「 不 詳 」
住宅の所有の関係 (×男女) (×年齢)	※2 ※3	表章事項 : 一般世帯数, 一般世帯人員数, 1世帯当たり人員数 集計対象 : 総数 表章地域 : 全国, 都道府県, 市区町村											

【※1】

総数
 うち住宅に住む一般世帯
 一戸建
 長屋建
 共同住宅
 共同住宅 (1・2階建)
 共同住宅 (3～5階建)
 共同住宅 (6～10階建)
 共同住宅 (11～14階建)
 共同住宅 (15階建以上)
 (別掲) 世帯が住んでいる階) 共同住宅1・2階
 (別掲) 世帯が住んでいる階) 共同住宅3～5階
 (別掲) 世帯が住んでいる階) 共同住宅6～10階
 (別掲) 世帯が住んでいる階) 共同住宅11～14階
 (別掲) 世帯が住んでいる階) 共同住宅15階以上
 その他
 住居の種類「不詳」

【※2】^(注1)

総数
 住宅に住む一般世帯
 主世帯
 持ち家
 公営の借家
 都市再生機構・公社の借家
 民営の借家
 給与住宅
 間借り
 住宅以外に住む一般世帯
 住居の種類「不詳」

【※3】

総数
 0～4歳
 5～9歳
 10～14歳
 15～19歳
 …
 75～79歳
 80～84歳
 85歳以上
 年齢「不詳」
 (再掲) 15歳未満
 (再掲) 15～64歳
 (再掲) 65歳以上
 (再掲) 75歳以上

(注1) 集計地域が市区町村の場合、上記より少ない項目数で表章する

(注2) 表側分類については、表章事項別に下記の組み合わせで集計する

表章事項	表側分類のクロス
一般世帯数 1世帯当たり人員数	住宅の所有の関係
一般世帯人員数	住宅の所有の関係×男女×年齢

令和2年国勢調査 就業状態等基本集計

第23表 夫の労働力状態、妻の労働力状態、子供の有無・数、最年少の子供の年齢（各歳及び階級値）、最年長の子供の年齢（階級値）、夫の年齢、妻の年齢別一般世帯数及び一般世帯人員数（夫婦のいる一般世帯）

	夫の労働力状態 ※1			
	総数	夫が就業者	（うち夫が雇用者を含む）	夫が非就業者
夫の年齢 ^(注1) ※2 ×妻の労働力状態 ※3 ×子供の有無・数 ※4 ×最年少の子供の年齢 ※5 ×最年長の子供の年齢 ※6	表章事項 : 一般世帯数, 一般世帯人員数 集計対象 : 夫婦のいる一般世帯 表章地域 : 全国, 都道府県, 21大都市, 特別区, 人口50万以上の市			

【※1】 総数 夫が就業者 うち夫が雇用者（役員を含む） 夫が非就業者 夫の労働力状態「不詳」	【※2】 総数 15～19歳 20～24歳 25～29歳 30～34歳 35～39歳 40～44歳 45～49歳 50～54歳 55～59歳 60～64歳 65歳以上 年齢「不詳」	【※3】 総数 妻が就業者 うち妻が雇用者（役員を含む） 妻が非就業者 妻の労働力状態「不詳」	【※4】 総数 子供なし 子供あり 子供が1人 子供が2人 子供が3人 子供が4人以上	【※5】 総数 最年少の子供が0歳 最年少の子供が1歳 最年少の子供が2歳 : 最年少の子供が15歳 最年少の子供が16歳 最年少の子供が17歳 最年少の子供が18歳以上	【※6】 総数 最年長の子供が0歳 最年長の子供が1～2歳 最年長の子供が3～5歳 : 最年長の子供が15～17歳 最年長の子供が18歳以上 (再掲) 最年長の子供が12歳以上 (再掲) 最年長の子供が15歳以上
---	--	---	---	---	--

(注1) 本表の一部では、「夫の年齢」の代わりに「妻の年齢」を表章する。